

平成 2 1 年第 3 回御代田町議会定例会 議事日程（第 2 号）

平成 2 1 年 9 月 2 5 日

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
議案上程
- 日程第 5 議案第 7 0 号 専決処分事項の報告について（長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少）
- 日程第 6 議案第 7 1 号 専決処分事項の報告について（長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更）
- 日程第 7 議案第 7 2 号 専決処分事項の報告について（汎用コンバインの購入契約の締結）
- 日程第 8 議案第 7 3 号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 浅麓環境施設組合の財産処分について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 7 9 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 6 議案第 8 1 号 平成 2 0 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 7 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 1 9 議案第 8 4 号 平成 2 0 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 8 5 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 1 議案第 8 6 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 2 3 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 9 0 号 平成 2 1 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 2 6 議案第 9 1 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案につ
いて
- 日程第 2 7 議案第 9 2 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案
について
- 日程第 2 8 議案第 9 3 号 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算案について
- 日程第 2 9 議案第 9 4 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案
について
- 日程第 3 0 議案第 9 5 号 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案に
ついて

日程第 3 1 議案第 9 6 号 平成 2 1 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について

日程第 3 2 議案第 9 7 号 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

日程第 3 3 議案第 9 8 号 平成 2 1 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について

日程第 3 4 平成 2 0 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成 2 1 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 1 年 9 月 2 4 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 1 年 9 月 2 4 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 1 年 1 0 月 7 日	午前 1 0 時 3 8 分

第 2 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 1 年 9 月 2 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 1 年 9 月 2 5 日	午後 4 時 4 2 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 2	朝 倉 謙 一	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席

会議録署名議員	3番 仁科 英一
	4番 茂木 勲

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	荻原 謙一
係 長	茂木 康生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木 祐司	副 町 長	中山 悟
教 育 長	高山 佐喜男	会 計 管 理 者	南 沢 一人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	尾 台 茂 美	代 表 監 査 委 員	泉 喜 久 男
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 3 回定例会会議録

平成 2 1 年 9 月 2 5 日 (金)

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

- - - 日程第 1 開会宣言 - - -

○議長 (柳澤 治君) あらためまして、おはようございます。

これより、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 1 4 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- - - 諸般の報告 - - -

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長 (荻原謙一君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 2 1 年 9 月 2 5 日

1 . 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 2 9 件、報告 1 件が提出されてい
ます。

2 . 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3 . 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

4 . 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 3 名であります。

5 . 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの
で、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただ
きますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第 2 会期決定 - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） それでは報告をいたします。

昨日、9月24日、午後3時30分より、議会運営委員会を開催し、平成21年第3回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審査日程等を検討しましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決3件、事件案3件、条例案1件、決算の認定13件、予算案9件、報告1件の計30件であります。

6月定例会以降提出されました陳情等はありませんでした。

会期は24日から10月7日までの14日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

それでは発表いたします。

平成21年第3回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	9月24日	木曜日	午前10時	開会 議会構成
第 2 日目	9月25日	金曜日	午前10時	開会 諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集のあいさつ 議案上程 議案に対する質疑 議案の委員会付託

第 3 日目	9 月 2 6 日	土曜日		議案審査
第 4 日目	9 月 2 7 日	日曜日		議案審査
第 5 日目	9 月 2 8 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	9 月 2 9 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 7 日目	9 月 3 0 日	水曜日		休会
第 8 日目	1 0 月 1 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 9 日目	1 0 月 2 日	金曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 1 0 日目	1 0 月 3 日	土曜日		休会
第 1 1 日目	1 0 月 4 日	日曜日		休会
第 1 2 日目	1 0 月 5 日	月曜日		休会
第 1 3 日目	1 0 月 6 日	火曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 4 日目	1 0 月 7 日	水曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて各常任委員会、全員協議会の会場・時間等について報告をいたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 0 月 1 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 0 月 2 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

1 0 月 1 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

1 0 月 2 日 金曜日 午前 1 0 時 議場

全員協議会開催日程

1 0 月 6 日 火曜日 午前 1 0 時 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（柳澤 治君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、24日から10月7日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は24日から10月7日までの14日間と決しました。

- - - 日程第3 会議録署名議員の指名 - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

3番 仁科英一議員

4番 茂木 勲議員

を指名いたします。

- - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） おはようございます。

平成21年9月定例会の開会にあたりまして、議員の皆さまには、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、定刻どおりにご参集をいただき、議会が開会できますことに、あらためて感謝を申し上げます。

さて、昨年9月のリーマンショック以来、世界中が未曾有の景気悪化となった影響で、日本国内では輸出産業を初め、各産業界でも業績の悪化が続いており、御代田町においても、町民の皆さまの暮らしや地域経済の面で深刻な影響が出ていることから、行政の果たすべき役割と責任は、ますます大きなものになっていると実感しております。

不況による町への影響としましては、まず、税収の面で、法人税や個人町民税が減収になってきています。当町においても、派遣で就労していた外国人を初め、リストラや希望退職された方が、12月以降400人を超える状況にあります。

個人町民税の21年度課税では、前年の所得に対する課税であるため、大きく落ち込む状況にはありませんが、再就職ができない方や収入が大幅に減った方など、納税の厳しい方が増加しており、収納率も少し下がっている状況にあります。

法人町民税は、大手企業を初め多くの企業の業績悪化に伴い、法人税所得割の申告納付は激減をする見通しです。

大手3社の前年比収入額は、マイナス1億8,271万円であり、全体では平成20年度決算額2億7,570万円に対して、21年度決算の見込みは7,000万円台で、2億円ほどの大幅な減少となる見込みです。

国民健康保険においても、リストラなどによる退職者の国保への加入が増加しています。自営業者、高齢者、会社を退職した方、会社員であってもパートやアルバイトなどの不安定な雇用形態のもとで、負担することが困難な方が多く加入しているため、滞納者が増加傾向にあります。

学校関係で見ますと、保護者の収入が減少する中で、子どもたちの就学援助対策として実施をしております要保護及び準要保護児童生徒の認定数は増加傾向にあります。前年度との比較では、小・中学校の合計人数で7人増加して111人となっています。児童生徒総数に占める認定比率では、7.84%から8.14%と、0.3%の増となっています。また、緊急経済対策による町民生活支援事業の認定件数は、小・中学校の就学奨励援助で8件、私立幼稚園奨励補助で1件となっています。

生活相談や生活保護など、福祉の面から見ますと、疾病の治療、多重債務による自己破産、経済情勢の悪化での離職等で世帯の収入がなく、生活扶助、医療扶助などの給付を求める相談が増えています。平成21年4月からの新規の生活保護世帯は、既に7世帯あり、昨年度の年間実績6世帯を上回っています。町としては、貸し付けによって自立が見込まれる世帯には、社会福祉協議会に委託をしている生活福祉資金の紹介をするなどの相談支援を行っています。

次に、天候不順による農作物への影響についてですが、8月末での野菜に対する影響については、対前年比で申し上げますと、出荷数量では143万3,563ケースで、前年の143万1,346ケースに対して2,217ケース、0.15%の伸びとなっています。小沼、御代田支所では減少しておりますが、伍賀支所につきましては、サニーやリーフ系が増えたことによって増加をしています。販売額につきましては、15億8,678万円、前年の14億9,959万円に対して8,719万円、5.81%の増加です。しかし、8月10日から9月12日までの間、降雨が観測されませんでしたので、結球や秋作の遅れが9月以降の市場販売にどのような影響が出るのか、危惧するところであります。

米作につきましては、先般発表された速報で、当町では作況指数97と、やや不

良とのことですが、JAとの実のつき方、いわゆる念実状況を見て、適期の収穫作業を指導しております。JAでは8月21日の生産資材の決済を、希望者に対して9月と10月の決済日に変更する対策を打ち出しています。また、生産調整が実施されましたので、基準価格の下がった時期及び作物に対して国の野菜価格安定対策事業基金からの支払いが、年度内に実施をされます。町としては、年内の販売価格の動向を見て、JAが実施すれば、農家経営特別資金融資等の利子補給、また国の野菜価格安定対策事業への補助の増額で、農家への農家の拠出金の軽減などを検討していきたいと考えております。

次に、新型インフルエンザの町内及び近隣市町村での発生状況についてですが、平成21年7月24日、厚生労働省により個々の発生事例の把握から、大規模な流行の恐れのある学校等の集団発生を早期に探知する、新たなサーベランス体制への切りかえがなされたため、現在、町内に何人の新型インフルエンザ患者がいるか、掌握できない状況にあります。小・中学校及び保育園からの報告では、北小1名、南小2名、中学校1名、保育園でも1名の感染が確認されています。近隣では、既に軽井沢町、立科町、小諸市で集団感染が確認されておりますが、御代田町では集団感染は確認されておられません。集団感染が確認された場合の対処につきましては、小・中学校では出席停止を含めた欠席者の割合が、学級人数の10%を超えた場合には、学級閉鎖とし、学年全体の欠席者の割合が10%を超えた場合などでは、学年閉鎖、更に学校全体の出席停止を含めた欠席者の割合が10%を超えた場合には、休校とします。保育園でも同様の基準に基づいて判断することになっております。学級閉鎖等の期間は、おおむね1週間とされておりますが、再開にあたっては、学校医の意見を聞いて、是非を判断することとなっております。

感染の予防対策としましては、1つ目として、学校などでの予防の徹底、ポスターや、広報『やまゆり』、ホームページなどでの啓発を実施をしております。

2つ目として、感染対策用品の備蓄を実施しております。主なものとしては、N95型マスク240枚、サージカルマスク1,000枚、これは10月初旬に4,000枚を確保する予定になっております。医師・看護師等の感染対策用品100セット、これはキャップ、ゴーグル、N95型マスク、防護服、手袋、シューズカバーです。手指の殺菌用消毒液を保育園、幼稚園、児童館、小・中学校、エコール、役場に設置をしております。しかし、全町民用のマスクの確保は物理的に困難なた

め、各家庭であらかじめ準備していただくよう、呼びかけております。

3つ目として、町内医師との連携の強化で、現在は急な発熱等の対応は指定発熱外来に限定する措置を解除し、一般の医療機関、町内すべての医療機関のことですが、ここで診察できるようになっております。この際、インフルエンザが疑われる患者と他の患者の待合を分けるように指導されていることから、今後、患者が急増して、待合から溢れ出すことも想定されるため、町では緊急対策として、待合用と診察用のテントを購入しており、非常時は御代田中央記念病院に貸し出して、診療に役立ててもらおうことになっています。このテントを準備しているのは、佐久地方では御代田町だけのようです。いずれにしましても、9月末から10月にかけて大流行するという予測がされておりますことから、引き続き対応には万全を期していきたいと考えております。

次に、6月30日の臨時議会で議決をいただきました追加経済対策、これは現在の大不況のもとで町民の皆さまの暮らしを支援し、地域経済を支える目的で、総額2億6,400万円の予算を組んで事業を進めているものですが、その進捗状況について申し上げます。

建設課の関係では、道路関係事業につきまして計画は10カ所で、舗装修繕1,910メートル、道路改良560メートル、工事費3,600万円となっておりますが、設計委託が必要な1カ所を除き、すべて発注済みとなっております。そのうち、6路線1,260メートル、1,400万円の工事につきましては完了し、残りの3路線1,000メートル、1,200万円につきましても、現在施工中であり、10月末には完了予定となっております。

水道事業につきましては3カ所で、排水管布設工事2カ所、740メートル、減圧弁設置工事1カ所、総額3,200万円の工事を予定しております。既に設計委託は完了しましたので、現在10月の工事発注に向け、積算業務を行っており、年内の完成を目指しています。

産業経済課の関係では、蕎麦の収穫を目的としたコンバイン購入事業832万円は、入札により、8月6日に佐久浅間農業協同組合と契約し、10月中旬ごろには納品予定です。併せて、蕎麦の振興とレタスの根腐れ病対策として、収穫した蕎麦の販売価格にキロ当たり200円を上乗せして買い取る、遊休農地解消対策事業では、約15ヘクタールの作付けが行われました。農道・林道及び用排水路の改修・

修繕事業として6カ所、3,470万円につきましては、林道は契約済みで、他の農道、用排水路は、農作業の影響がなくなる11月以降に工事着手できるよう計画をしております。

また、プレミアム商品券は、町商工会が発行主体となり、20%のプレミアムをつけて、総額で6,000万円分を発行し、7月12日の発売当日に完売をしました。購入者1,119人のうち、町内が95%でした。事業開始に当たり、商工会への新規加入が10件あり、商工業の活性化にも貢献をしました。商品券の換金状況は、発売から2カ月間で60%であり、順調に町内の消費を促進しております。全加盟店125店のうち、63店で換金されていますが、大型店で使用できる大型併用券の総額2,500万円のうち、約300万円が中小加盟店で使用されていることから、大型店に一極集中せずに幅広い加盟店での商業振興が図れていると推測できます。

教育委員会の関係では、南・北小学校太陽光発電設備工事は、今月中に入札する予定になっており、小学校の地デシ対応テレビの整備と、小・中学校の公務用パソコン整備は、文部科学省の補助金交付内定を受けて、10月中に発注する予定です。小・中学校の理科備品等整備につきましては、国において事業の再検討項目とされているため、国の動向を見極めてからの実施となります。

高校生を持つ家庭で、経済的に困窮している世帯に補助を行う高等学校等就学援助補助事業につきましては、9月1日から10月30日までを申請受付期間とし、9月17日現在で4名、3世帯の申請を受理しております。

町営グラウンドに防球フェンスとトイレを設置する工事につきましては、11月中に完成見込みとなっています。

総務課の関係では、平成20年度に引き続いて各区で設置している蛍光灯を、明るいタイプに付け替え工事を行います。これは夜間の犯罪を防止する目的で、防犯灯を明るくすることで、通行人の不安解消となり、安心・安全のまちづくりにつながるものです。今年度は、各区より付け替え要望のすべて、747灯を実施しますので、昨年度の221灯を合わせて合計で968灯が明るい蛍光灯となります。なお、小・中学校周辺には、防犯効果があるとされている青色防犯灯を、地元区のご理解をいただき、15灯を設置しました。

町民課の関係では、保育園と児童館の様式トイレの切り替え工事、保育園の未満

児童への冷房の設置とデジタルテレビの設置、クッションマットの設置工事はすべて完了しました。

次に、御代田中学校建設工事第1期工事の進捗状況について申し上げます。

5月18日の議会議決を得て、守谷・竹花特定建設工事共同企業体と契約を締結し、平成23年3月10日までの工期により、施工しています。平成21年度内の工事出来高率は、45.15%以上を見込んでおり、この8月末現在の進捗率は4.57%で、工程計画上3日間遅れていますが、ほぼ順調に進んでいます。

さて、次に、私が町政における重要施策の1つとして、今年から新たに立ち上げました、健康なまちづくり推進プロジェクトなど保健福祉活動の事業状況について申し上げます。

健康なまちづくり推進プロジェクトとは、町全体の大きな柱として、町民が健康で過ごすことができるまちづくりを、役場庁内のすべての課や係が連携して、総合的に進めようというものです。より多くの町民が健康な生活を持続するための施策を展開する必要性から、生活習慣病を予防する取り組みを組織的に実施する試みとして、副町長を中心として企画財政課、町民課、教育委員会、保健福祉課など健康にかかわる各課が共同で計画を立案し、事業展開を図る御代田町健康づくりプロジェクト会議を組織し、4月に発足させました。また、これに合わせて、保育師や管理栄養士などを計画的に増員をしてきました。こうした取り組みの中で、まず平成20年度から始まった特定検診については、初年度は41%という高い受診率となりました。これは、町内の医療機関やかかりつけのお医者さんで3月いっぱいまで受診できるようにしたこと、人間ドックデータを丹念に集めたことなど、佐久管内の他市町村に比べて、丁寧な取り組みで成果が上がった結果といえますが、併せて、各地区の保健指導員の地域に根ざした活動が反映したものと言えます。このため、平成21年度予算では、保健指導員活動に対して大幅な増額も行いました。本事業は、元気づくり支援金事業も兼ねており、月1回のペースで検討会議を行い、現在5回の会議と1回の研修を積み重ねております。当町の医療介護の現状分析をした結果、内臓脂肪の蓄積で破壊される血管系の病気、脳梗塞、心筋梗塞、糖尿病、腎臓病などが死亡原因の上位を占めること、これらの病気は、高額な医療費がかかり、治療も長期化すること、また多くの人々が介護につながることなどが、改めて明らかになりました。今後のプロジェクト会議では、予防策を講じれば確実に医療費、介

護費用を減らすことができる血管系の病気の抑止対策を徹底的に研究し、計画を立案する予定です。それが国民健康保険制度や介護保険制度を永続させる大きな力になると考えています。

取り組みの実例としては、1つは食育で、子どもの頃からの食習慣を見直し、健康なからだづくりを進める目的で、学校を中心に食育に取り組んでいます。今後更に保健福祉課、町民課、教育委員会を中心にして、全町に広げていきたいと考えています。

2つ目は、子どもからお年寄りまで幅広い年齢の方が取り組める効果的な運動を普及させるため、ストック、いわゆるウォーキングポールを使った健康ウォーキングを開始したことです。このウォーキングは、体重を4点で支えるので、腰・膝の負担が軽く、高齢者でも安心して参加できます。また、通常のウォーキングに比べて、30%増の運動効果を得ることができます。最近お会いした町内の方では、101歳の方が安全な歩行のために利用していました。もともとがクロスカントリースキー選手の強化トレーニング方法から生まれたウォーキングなので、有酸素運動としてエネルギー消費量や心拍数が通常のウォーキングに比べて20%上昇する効果があり、アスリートのスキルアップにもつながるものです。8月に教室を実施したところ、51名の方が参加され、多くの方が興味を示されていることがわかりました。町では、この期待にこたえ、9月からウォーキングポール購入の補助金の支給を開始したところでもあります。今後も教室や大会等の開催を通じて、ウォーキングの普及を図っていく予定です。このほか、町職員に健康運動指導士の資格を取得させ、町民に身近な存在として、恒久的に運動指導を行うことができる人材を育成する計画も進めております。

次に、今回の補正予算で子育て応援特別手当を予算化を行いましたので、その内容についても申し上げます。

今回の子育て応援特別手当の支給は、国の緊急経済危機対策によるもので、子どもを育てている世帯に対し、児童1人当たり3万6,000円を支給するものです。支給の対象は、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた3歳から5歳の子どもすべてが対象となり、第一子から支給されるものです。また、平成20年度予算で実施した子育て応援特別手当につきましては、7月31日の支払いをもって該当者全員の支払いを完了しました。該当した子どもの数は261人で

した。これとは別に、御代田町の単独事業として今年度より子育て応援金を予算化してあります。子育て真っ最中で何かとお金がかかるときに、なおかつ所得が減少して厳しい生活を余儀なくされている子育て家庭に、少しでも子育てを応援できればと考え、3歳になった児童のいる全世帯に対し、子育て頑張れの意味を込めて2万円の応援金を支給するものです。国の子育て応援特別手当と合わせて、当町においては子育て世帯に対し、幅広い支援が実施できることになりました。

さて、本定例会に提案いたします議案は、専決処分事項の報告3件、事件案3件、条例案1件、平成20年度一般会計と12の特別会計の決算認定13件、平成21年度一般会計と8つの特別会計の補正予算案9件、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件、合わせて30件の提案であります。

提案いたします議案の概要を申し上げます。

まず、専決処分事項の報告ですが、本年12月31日に信州新町と中条村が長野市に合併するため、一部事務組合を脱退する内容が2件と、蕎麦の刈り取りコンバイン購入契約の締結です。

事件案3件につきましては、町営住宅あけ渡し請求、浅麓環境施設組合の財産処分、後期高齢者医療広域連合の組織する地方公共団体の減少というものです。

条例案については、国民健康保険加入者の葬祭費と出産費の増額です。

平成20年度一般会計決算の認定につきましては、歳入総額は54億7,080万円で、地方交付税の1億7,551万円の減額はあったものの、町税の1億2,651万円、国庫支出金2億9,725万円の増額などにより、前年度対比5.2%の増加となりました。歳出総額では、49億2,858万円で、町の借入金の返済である公債費では、平成19年度に実施をしました繰上償還によりまして、3億3,478万円の減額となった一方、やまゆり工業団地に工場を新設した日穀製粉株式会社への地域総合整備資金貸付金2億円や、地域活性化生活対策臨時交付金関連事業、南・北小学校体育館耐震補強工事など、普通建設事業費1億7,383万円の増額などにより、前年度比1.9%の増加となりました。一般会計の歳入歳出差引額は、5億4,221万円で、そのうち2億3,563万円が繰越明許により繰り越しました定額給付金、子育て応援特別手当などの事業費に充てられるため、残りの3億658万円を平成21年度財政運営資金として繰越しております。

特別会計におきましては、それぞれ12特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計

同様、適正な運営に努めてまいりました。その結果、一般会計、特別会計ともに、黒字決算となり、今議会において、財政健全化法に基づく監査委員の審査に付した良好な比率を報告できますことは、ひとえに議会の皆さまを初め町民皆さまの格別なるご理解、ご協力の賜であり、ここに改めて感謝と御礼を申し上げます。

次に、21年度補正予算であります。まず一般会計補正予算の概要ですが、歳入、歳出それぞれ8,381万円を追加し、合計70億2,024万円とするものです。

歳入の主な内容は、前年度繰越金の確定に伴う1億2,821万円の増額や、地方交付税交付額の確定による1,482万円の減額、減債基金からの繰入金5,000万円の減額を計上しました。

歳出の主な内容は、国庫補助金による子育て応援特別手当事業1,890万円や、中小企業への経営健全化資金利子補給金資金保証料負担金で、合計800万円の増額、また町内での消費拡大と商工業の活性化を目的として商工会が発行するプレミアム商品券の補助金1,100万円などを計上しました。

また、特別会計におきましても、前年度繰越金が確定したことなどにより、8特別会計で総額1億3,787万円の増額補正を計上しました。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。細部につきましては、各担当課長が説明をします。よろしくご審議をいただき、認定可決をいただきますようお願いを申し上げます。平成21年第3回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第5 議案第70号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第5 議案第70号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それではお手元の議案書3ページをお出し願いたいと思いま

す。

議案第70号について、ご説明いたします。

議案第70号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年9月24日提出

御代田町長

4ページでございますが、専第17号 専決処分書、これにつきましては、長野県市町村総合事務組合より、9月18日までに同意を求められたもので、専決したものでございます。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成21年8月4日専決

御代田町長

記として、長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について。

5ページをお出し願いたいと思います。

長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年12月31日をもって長野県市町村総合事務組合から上水内郡信州新町及び同郡中条村が脱退することを認める。

平成21年8月4日

御代田町長

よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第70号を採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第70号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第6 議案第71号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第6 議案第71号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長(古越敏男君) 議案書の6ページをお出し願いたいと思います。

議案第71号についてご説明いたします。

専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年9月4日提出

御代田町長

7ページをお願いします。

これにつきましても、長野県町村公平委員会より9月18日までに同意を求められたもので、専決したものでございます。

専第18号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成 2 1 年 8 月 4 日専決

御代田町長

記

長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

8 ページをお願いします。

長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議書

地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、平成 2 1 年 9 月 3 0 日をもって西部衛生施設組合が、平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日をもって上水内郡信州新町、同郡中条村及び犀峽衛生施設組合が脱退することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成 2 1 年 8 月 4 日

御代田町長

9 ページをお願いします。

長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

第 1 条 長野県公平委員会共同設置規約の一部を、次のように改正する。

別表中、「西部衛生施設組合」を削る。

第 2 条 長野県公平委員会共同設置規約の一部を、次のように改正する。

別表中、「信州新町」、「中条村」及び「犀峽衛生施設組合」を削る。

附則 この規約中第 1 条の規定は平成 2 1 年 1 0 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第71号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第7 議案第72号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第7 議案第72号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは議案書の11ページをお願いいたします。

議案第72号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年9月 御代田町長 茂木祐司提出でございます。

次のページをお願いいたします。

専第19号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分をするということで、理由でございますけれども、町議会議員の選挙等があったためということで、専決処分をさせていただきました。

内容ですけれども、

平成21年度汎用コンバインの購入契約の締結について

次のとおり備品購入契約を締結する。

契約の目的 平成21年度汎用コンバイン購入

契約の方法 指名競争入札
契約の金額 743万3,895円
契約の相手方 佐久市猿久保882番地
佐久浅間農業協同組合
代表理事組合長 榎澤今朝三

でございます。

入札日が平成21年8月3日、契約日が平成21年8月6日、専決を平成21年8月10日にお願いをいたしました。

入札の方法ですけれども、指名競争入札でございます。

選定業者でございますけれども、土屋農機、それから佐久浅間農業協同組合ということです。

事業につきましては、地域活性化経済危機対策臨時交付金を充てて、事業を実施いたしました。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

まことに単純な質疑で申しわけございませんけれども、指名競争入札で2社の指名ということでございました。ちなみに、落札率をお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 内堀豊彦企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） ちょっと申しわけないんですけれども、率の資料を持ってきておりません。後でよろしいでしょうか。申しわけございません。

○9番（武井 武君） はい。

○議長（柳澤 治君） よろしいですか、はい、武井議員。

○9番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第72号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第8 議案第73号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第8 議案第73号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の13ページをお開き願いたいと思います。

議案第73号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起について

ご説明申し上げます。

本案は、町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の納入を求める訴えを提起するものでありまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、相手方は議案書記載のとおりでございます。

訴えの理由につきましては、町営住宅使用料を長期にわたり滞納するとともに、御代田町営住宅管理条例第41条の規定による明渡し請求にも応じないため、民事

訴訟法に基づく住宅の明渡し及び住宅の使用料等の支払いを求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 9 議案第 7 4 号 浅麓環境施設組合の財産処分について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 9 議案第 7 4 号 浅麓環境施設組合の財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小平嘉之町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） それでは議案書の 1 4 ページをお開きください。

議案第 7 4 号 浅麓環境施設組合の財産処分について、説明をさせていただきます。

浅麓環境施設組合の財産処分について

地方自治法第 2 8 9 条及び第 2 9 0 条の規定により、関係する小諸市と御代田町の議会議決を求められたものでございます。

前回、6 月の第 2 回御代田町定例議会において、浅麓クリーンセンターの施設廃止による浅麓環境施設組合の規約変更について議決をいただき、去る 8 月 1 7 日の浅麓環境施設組合議会において議決がなされました。

今回は、規約の変更により廃止されました浅麓クリーンセンターの財産処分について、浅麓環境施設組合から協議があり、御代田町議会の議決を求められたものでございます。

浅麓クリーンセンターにつきましては、御代田町と小諸市の共同で可燃ごみ进行处理するため、小諸市南が原に焼却施設を建設し、昭和 6 3 年 4 月より運転を開始し、

両市町の可燃ごみ処理を行ってまいりましたが、地元との協定により、平成14年11月末をもって運転を停止し、センターを閉鎖いたしました。建物等焼却施設につきましては、平成19年度より解体工事に着手しまして、平成20年7月に解体工事が完了し、道路や擁壁を残し、現在は更地になっております。

財産につきましては、将来発生する解体や改修のための基金として、平成元年度より積立を始め、平成16年度まで積立をいたした状況でございます。19年度に発注した解体工事が当初想定した金額より安く契約できたこと、そういったことの中で、積立した基金が残っております。基金残高につきましては、平成20年度末現在において、6,815万4,021円となっております。下欄の土地につきましては、合計で4筆、1万6,919.39㎡。坪に換算しますと、約5,118坪となっております。

処分につきましては、いずれも浅麓クリーンセンター運営時における分担金の負担率を案分率とさせていただきます。案分率は、小諸市が83.04%、御代田町が16.96%となっております。御代田町分につきましては、基金が1,155万8,922円、土地が2,869.53㎡、約868坪という案分率になります。この中で、土地につきましては小諸市内の土地であり、分割して御代田町が所有してもなかなか利用ができないため、小諸市ですべて土地を引き取る方向で協議をまいりました。清算の方法につきましては、表の中に書いてありますが、小諸市の基金処分額の中で土地を含めて御代田町の方に処分をするということでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第10 議案第75号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する

地方公共団体の数を減少することについて - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第10 議案第75号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第75号について、ご説明をいたします。

長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて

地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成21年3月31日から下伊那郡清内路村を廃し、その区域を同郡阿智村に編入したこと、並びに平成22年1月1日から上水内郡信州新町及び同郡中条村を廃し、その区域を長野市に編入することに伴い、長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少する。

地方自治法第291条の11につきましては、広域連合を組織する市町村議会での議決を必要とする項目についてうたっております。今回議決をお願いする、構成市町村数の増減については、同法の291条の3第1項に規定されておりました、今回、議会の議決をお願いするものでございます。

ちなみに、清内路村が阿智村に合併した段階で、81から80に、それから来年1月には信州新町と中条村が長野市に合併することに伴い、80から78に構成市町村数が変わります。

以上であります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第75号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについては、原案のとおり決しました。

- - - 日程第11 議案第76号 御代田町国民健康保険条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第11 議案第76号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第76号についてご説明を申し上げます。

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

次の17ページをお開きいただきたいと思います。

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

御代田町国民健康保険条例の一部を、次のように改正する。

第7条第1項中「2万円」を「3万円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産にかかる出産育児一時金に関する経過措置)

4 被保険者または被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは「39万円」と

する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の御代田町国民健康保険条例第7条の規定は、平成21年7月1日以後に死亡した被保険者について適用し、同日前に死亡した被保険者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第4項の規定は、平成21年10月1日から適用する。

次の18ページの新旧対照表でございますが、右側が改正前、左側が改正後であります。アンダーラインの部分が変更点でございます。

葬祭費、出産育児一時金につきましては、国の方で時限の形で提示がされてきておりまして、こういった形での条例改正を行うものでございます。

それから、葬祭費について、近隣の状況につきましては、75歳以上の後期高齢者医療関係と、それから佐久市については、5万円でございます。それから小諸市が3万円。軽井沢町が2万2,500円。こういった状況でございます。

よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いをいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

(9 番 武井 武君 登壇)

○9番(武井 武君) 9番、武井であります。

先ほどの説明によりますと、この出産一時金ですか、35万円を39万円にする、時限立法であるわけですがけれども、国の政策によるということでございますけれども、町として町長として、この時限立法、21年10月1日から23年3月31日までということでございますけれども、この時限立法といいますか、国の考え方について町長のご所見をお聞かせください。続ける可能性があるのか、あるいはどういう気持ちでこれをやるのか、ご所見をお聞かせください。

○議長(柳澤 治君) 土屋保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) ただいまのご質問でございますが、23年3月で国の方針が切れた場合に、町としてどうするかというお話かと思えます。

まだ、時間の状況のあるところですから、国の動向も見ながら町としての方針は今後検討してまいるということになるろうと思えます。

以上でございます。

○議長(柳澤 治君) 武井議員。

○9番(武井 武君) ちょっと意見も言わせていただきますと、この関係につきましても、国民健康保険条例の改正であります。町長の公約であります同和事業を削って1世帯当たり1万円を減額いたしますよという約束がございますので、なるべく早い時期にその改正もお願いをしたい、希望を申し上げまして、終わります。

○議長(柳澤 治君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

(午前11時01分)

(休憩)

(午前11時15分)

○議長(柳澤 治君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは、先ほど武井議員さんの方から落札率はどのくらいだったかという質疑がございました。

落札率につきましては、89.4%でございます。それと併せまして、指名競争入札ということで、指名競争入札につきましては、5社以上ということになっておりますけれども、今回、特別の事情ということで、まず経済対策であるということで、町内の業者をやはり優先をしたい、それからコンバイン等ということで、修理等の発生頻度が非常に高い可能性がある、このようなことをすべて勘案し、特別事情といたしまして、2社ということで指名競争入札を実施をいたしました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

- - - 日程第 1 2 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 1 2 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の 2 0 ページをお願いいたします。

議案第 7 7 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の 6 ページから 1 3 ページをお願いしたいと思います。

まず 6 ページをお願いいたします。

それで、この決算書の中身につきまして、説明につきましては資料番号 1 がついておりますので、この資料番号 1 に基づきましてご説明を申し上げたいと思いますので、資料番号 1 をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

平成 2 0 年度一般会計決算状況。歳入。

まず、款 1、町税。項 1、町民税。2 0 年度の決算額と、それから対前年比を読んで、それから主な増減理由のところでご説明を申し上げます。

項 1 の町民税。2 0 年度の決算額 9 億 2 , 8 6 1 万 8 , 0 0 0 円。対前年比で 2 . 4 % の増でございます。個人で 3 , 5 2 8 万 9 , 0 0 0 円、5 . 7 % の増。法人で 1 , 3 9 5 万 5 , 0 0 0 円の減で、4 . 9 % の減でございます。

項 2、固定資産税。決算額 1 2 億 6 , 7 4 3 万 2 , 0 0 0 円です。対前年比で 9 . 1 % の増でございます。土地で 5 0 1 万 3 , 0 0 0 円の減、家屋で 2 , 6 1 2 万 8 , 0 0 0 円の増、それから償却資産で 8 , 5 0 2 万 1 , 0 0 0 円の増ということでございます。償却資産につきまして、これだけの増があったということで、これにつきましては、新幹線の関係の減免措置がなくなりまして、償却資産が 1 0 0 % 課税になったということで、これだけ増えたということでございます。

項 3、軽自動車税。決算額 3 , 1 4 6 万 8 , 0 0 0 円。対前年比で 4 . 1 % の増

でございます。台数の増によります。

項 4、町たばこ税。決算額 8,411万5,000円。5.4%の減。たばこの売上げの減でございます。

項 5、特別土地保有税についてはございません。

項 6、都市計画税。決算額 1億2,284万9,000円。2.3%の増でございます。

項 7、入湯税。決算額 34万円。7.9%の減ということで、利用者の減でございます。

款 2、地方譲与税。項 1、自動車重量譲与税。決算額 6,212万3,000円。2.3%の減でございます。

項 3、地方道路譲与税。1,996万2,000円。9.1%の減でございます。揮発油税等の減によるものでございます。

款 3、利子割交付金。項 1、利子割交付金。745万9,000円。対前年比で3.4%の増でございます。

款 4、配当割交付金。項 1、配当割交付金。214万1,000円。61.2%の減ということで、株式配当の減によるものでございます。

款 5、株式等譲渡所得割交付金。項 1、株式等譲渡所得割交付金。79万9,000円。対前年比で75.8%の減ということで、株式譲渡所得の減ということでございます。

款 6、地方消費税交付金。項 1、地方消費税交付金。1億3,636万円。対前年比で5.9%の減ということで、消費の落ち込みによります消費税の減ということでございます。

款 7、ゴルフ場利用税交付金。項 1、ゴルフ場利用税交付金。1,840万4,000円。対前年比で10.5%の減。ゴルフ場の利用者の減によるものでございます。

款 8、自動車取得税交付金。項 1、自動車取得税交付金。3,072万2,000円。対前年比で10.9%の減。自動車取得税の減と。自動車の取得の減ということでございます。

款 9、地方特例交付金。項 1、地方特例交付金。2,095万8,000円。対前年比で167.3%の増でございます。児童手当の特例交付金分で、65万

3,000円の増。それから減収補てんの特例交付金ということで、これが1,246万5,000円の増でございます。この減税補てんの特例交付金と申しますのは、所得税から住民税に税率の変更があったわけですけれども、所得税だけでは賄いきれない、いわゆる住宅減税等につきまして、ここのところで住民税で減税をすることで、その分の補てん分でございます。

続きまして項2の特別交付金です。502万9,000円でございます。これにつきましては、19、20、21年の3カ年間ということで交付がされております。

それから項3、地方税等減収補てん臨時交付金。130万7,000円でございます。これは皆増ということで、自動車取得税、地方道路譲与税の減収補てんの臨時交付金ということでございまして、4月に暫定税率等の空白分があったわけですけれども、この分につきまして、減収になったということで、この交付金が来るということでございます。

それから款10、地方交付税。項1、地方交付税。10億8,679万円。対前年比で13.9%の減でございます。普通交付税で1億6,714万5,000円の減。特別交付税で837万4,000円の減ということでございます。普通交付税、何でこれだけ減になったかということでございますけれども、平成19年度の法人税の増収による基準財政収入額の増によるということで、交付税の算定に際しまして、基準財政収入額につきまして法人税につきましては、前年の数値を使うということになっておりますので、前年の法人税が高ければ、その次の年の基準財政収入額が増えてしまう。収入額が増えるということは、需用額から収入額を引きますので、必然的に交付税が減ることになってしまいます。

続きまして、款11、交通安全対策特別交付金。項1、交通安全対策特別交付金。197万8,000円です。対前年比で8.7%の減ということで、反則金の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金。2,347万円。対前年比で6.2%の減でございます。主な増減の理由ですけれども、農地災害復旧工事負担金130万4,000円の減によるものでございます。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料。1億7,173万3,000円。対前年比3.2%ということでの増でございます。

項 2、手数料。1,094万3,000円。対前年比で3.5%の減でございます。

款 14、国庫支出金。項 1、国庫負担金。1億9,949万9,000円。対前年比で1.5%の増ということで、ほぼ前年並みでございます。

項 2、国庫補助金。3億1,585万5,000円。対前年比で2,772.7%の増というものでございます。主な理由ですけれども、定額給付金の給付補助金2億1,191万円の増、それから地域活性化生活対策臨時交付金7,391万4,000円の増ということでございます。

項 3、委託金。586万円。対前年比で64.4%の減ということで、参議院議員の通常選挙の委託金939万7,000円の減によるものでございます。

項 15、県支出金。項 1、県負担金。

それから項 2の県補助金につきましては、ほぼ前年並みでございます。

項 3、委託金。4,030万6,000円。9.5%の減ということで、これにつきましても、長野県議会議員選挙の委託金で565万5,000円の減ということでございます。

款 16、財産収入。項 1、財産運用収入。2,266万円。対前年比で11.4%の増でございます。主な理由ですけれども、財政調整基金の利子で114万7,000円の増、それから中学校の建設基金の利子で193万円の増ということで、基金が増えているということの中で、基金の増ということでございます。

項 2、財産売り払い収入。16万8,000円。対前年比で97.8%の減でございます。これにつきましては、法廷内公共物等の土地売り払い収入740万1,000円の減によるものでございます。

款 17、寄附金。項 1、寄附金。120万5,000円。対前年比で499.5%の増でございます。これはふるさと納税の寄附金ということで、92万5,000円の増によるものでございます。

款 18、繰入金。項 1、特別会計繰入金1,914万4,000円。対前年比で670.1%の増ということでございまして、介護保険事業の特別会計からの繰入金1,400万円の増でございます。

項 2、基金繰入金。200万円。対前年比98%の減ということで、減債基金の繰入金1億円の減ということでございます。

続きまして款19の繰越金。項1の繰越金。1億6,046万円。対前年比で28.2%の減でございます。

款20、諸収入。項1、延滞金及び加算金。413万6,000円。4.8%の減ということで、町税ほかの延滞金の減によるものでございます。

項2、町預金利子。319万2,000円。45.9%の減ということで、歳計現金の利子の減によるものでございます。

項3、貸付金元利収入。1,485万4,000円。対前年比で1,123.6%の増ということでございます。地域総合整備資金の貸付金の償還が1,052万6,000円の増ということでございまして、日穀製粉の方に2億円貸し付けたものが、既に半年分の償還が始まったということで、その償還分でございます。

続きまして項4、雑入。6,639万6,000円。18.5%の減でございます。主なものですけれども、保険金の359万7,000円の減、それからコミュニティー助成事業240万円の減でございます。

続きまして21の町債。款21の町債。項1の町債。3億9,840万円。対前年比で83.1%の増でございます。

地域総合整備資金貸付事業2億円の増ということで、これ、先ほど申し上げましたけれども、日穀製粉に貸し付けるものの2億円について起債を起こしたというものでございます。

決算の歳入の合計で54億7,080万4,000円。対前年比で5.2%の増でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして歳出です。

款1、議会費。項1、議会費。決算額で7,203万4,000円ということで、前年対比で0.3%の減ということでございます。

款3、総務費。項1、総務管理費。決算額で7億3,690万7,000円。対前年比で53.4%の増でございます。主なものといたしまして、減債基金の積立金5,000万円の増、それから地域総合整備資金の貸付金2億円ということで、先ほどの起債で入を受けまして、受けた入について2億円をここで貸付をしていると。それで先ほどのところで収入として返済金で入ってきているという仕組みになっております。

項 2、徴税費。9,890万8,000円。20.5%の増でございます。職員の人件費で1,788万3,000円の増ということになっております。これにつきましては、2名分の増ということなんですけれども、実質的には、この前の年に会計管理者の人件費がまず総務費から払われていたという、会計管理者とそれから税務課長を兼務されていた時期がございまして、総務費の方から払われていたと。それから税務課の方に、軽井沢から来た職員がいたということでございまして、人件費がこれだけ増えているわけなんですけれども、実質的には人数的には同じでございます。

項 3、戸籍住民基本台帳費。3,206万6,000円。対前年比で37.7%の減ということで、戸籍の電算化委託料で1,889万2,000円の減でございます。

項 4、選挙費。66万5,000円。対前年比で95.7%の減というところで、先ほど入のところでご説明を申し上げたとおりでございます。

項 5 の統計調査費。それから項 6 の監査委員費については、計上されているとおりでございます。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費。5億8,172万7,000円。ほぼ前年並みでございます。

項 2、児童福祉費。4億4,429万5,000円。これもほぼ前年並みでございます。

それから項 3、災害救助費。20年度は0ということで、皆減でございます。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費。1億5,319万1,000円です。対前年比で26.6%の増でございます。主な内容ですけれども、医療提供体制推進事業補助金3,000万円の増ということでございまして、中央記念病院へのMRIの設置に対する補助金の増が主な増の原因でございます。

それから項 2、清掃費。2億5,965万8,000円です。対前年比で17.5%の増でございます。主な理由ですけれども、浅麓地域ごみ処理共同事業の補償金ということで2,800万円の増、それから浅麓環境施設組合への負担金、これが1,406万4,000円の増でございます。

款 5、労働費。項 1、労働費。45万円でございます。

款 6、農林水産費。項 1、農業費。6,747万円。21.1%の増でございます。

す。野菜価格安定対策負担金で386万6,000円の増が主な理由でございます。

項2、林業費。1,698万円で2.6%の増でございます。

項3、農地費。1億4,587万2,000円。対前年比で25.8%の増でございます。主な増減の理由ですけれども、農道用水等の維持補修工事1,544万円の増、それから農山漁村活性化プロジェクト事業で1,803万6,000円の増でございます。

款7、商工費。項1、商工費。7,201万7,000円。5.1%の増ということで、工業振興奨励補助363万円の増でございます。

款8、土木費。項1、土木管理費。2,667万円、2.0%の増ということで、ほぼ前年並みでございます。

項2、道路橋梁費。1億3,055万7,000円。16.0%の増でございます。これは道路新設改良事業で2,529万6,000円の増でございます。

項3、河川費。14万6,000円ということでございます。対前年比では942.9%の増ということですが、もともとの予算が小さいということで、こういう数字になります。

それから項4、都市計画費。1億6,384万4,000円。65.1%の増です。公共下水道事業特別会計繰出金6,709万5,000円の増ということでございます。

次のページをお願いいたします。

項5、住宅費。1,182万7,000円。対前年比で17.9%の減ということで、人事異動による職員の人件費267万2,000円の減が主な理由でございます。

款9、消防費。項1、消防費。2億7,079万4,000円。1.1%の減ということでございまして、消防団員の退職報償金で1,207万1,000円の減、発電機の設置工事ということで、これが増になっておりまして、829万5,000円の増でございます。

款10、教育費。項1、教育総務費。1億2,408万4,000円。22.6%の対前年比で、減になっております。

支出科目の変更による職員人件費4,751万6,000円の減ということになっておりますけれども、これにつきましては、後のところで社会教育費のところの

人件費が増えているわけですが、いままで図書館と公民館の人件費を教育総務費でみておりましたけれども、これは社会教育費のほうでみるべきであろうということで、今回組みかえを行ったということでございまして、これによって人件費が大幅に増と減になっているというものでございます。それから中学校の建設事業で1,420万7,000円の増でございます。

項2、小学校費。1億3,666万4,000円。13.9%の増でございます。南・北小学校の体育館耐震補強工事2,239万7,000円の増によるものです。

項3、中学校費。1億6,739万5,000円。2.9%の減でございます。

項4、社会教育費。1億3,220万4,000円。38.3%の増ということでございまして、先ほどご説明したとおりでございます。

それから項5、保健体育費。4,631万5,000円。21.2%の増でございます。内容ですが、社会体育施設利用増進工事、これが357万円の増ということでございます。これにつきましては、ヘルスパイオニアセンターの外便所の設置工事でございます。それからやまゆり体育館の外壁の防水工事189万円の増ということで、これも台風等によりまして外壁から水が入ったということでの工事でございます。

款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費。5,103万5,000円。53.1%の減でございます。町単独分で1,553万4,000円の減、国庫補助分で4,221万8,000円の減でございます。

項2、公共土木施設災害復旧費。1億726万4,000円。30.2%の増でございます。主な理由ですが、町単独分で3,207万5,000円の減、国庫補助分ということで5,696万2,000円の増でございます。

款12、公債費。項1、公債費。8億7,635万8,000円で、対前年比27.6%の減ということでございまして、平成19年度におきまして繰上償還を2億2,810万円行ったということで、これの減によるものでございます。

これをトータルいたしまして、歳出合計で49億2,858万8,000円。対前年比で1.9%の増ということでございます。

続きまして、決算書の190ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。実質収支に関する調書。一般会計。

まず1、歳入総額、54億7,080万4,000円。2、歳出総額、49億

2,858万8,000円。歳入歳出差引額5億4,221万6,000円でございます。4の、翌年度へ繰り越すべき財源ということで、(2)の繰越明許費繰越額ということで、2億3,563万4,000円でございます。この金額につきましては、繰越明許の予算をお願いをした2億7,225万5,000円から、未収入の特定財源ということで、3,662万1,000円がございますけれども、これを差し引いた2億3,563万4,000円ということが実質的に翌年度へ繰り越すべき財源ということになります。そして、5の実質収支ということで、3億658万2,000円という決算、一般会計におきましては、決算、実質収支になるというものでございます。

続きまして、決算に関する説明の2ページをお願いしたいわけですが、この決算書の400ページの次の次のページをお願いしたいと思います。ずっと後ろの方へ行っていただきまして、よろしいでしょうか。

普通会計の概要ということでございます。

まず、普通会計と申しますのは、一般会計とそれから住宅新築資金等貸付事業会計、それから小沼地区の財産管理会計、この3つを合わせたものが普通会計という表現をいたします。

まず1ですけれども、平成20年度の決算額ということでございまして、ここに書かれているとおりでございます。この決算額の主な内容ですけれども、平成20年度決算額については平成19年度より繰越明許により繰り越した2,318万4,000円を含んでおり、前年度に比べ歳入で5.1%、歳出は1.8%それぞれ増加をいたしました。主な増加の要因は、歳入では地方交付税の大幅な減額があったものの、償却資産による固定資産税、地域活性化生活対策臨時交付金や定額給付金給付補助金による国庫補助金の増収、歳出では地域総合整備資金貸付金や南・北小学校の体育館耐震補強工事等の普通建設事業費の増額によるものが大きくなっております。ということで、これが大きな概略でございます。

続きまして2の歳入の状況についてご説明をいたします。

歳入を科目構成費別に見ますと、町税で44.4%、それから地方交付税で19.8%、国庫支出金で9.5%、地方債7.3%、県支出金4.1%の順となり、地方交付税は1億7,551万9,000円の減少、国庫支出金は2億9,725万6,000円の、それから地方債も1億8,080万円の増ということで、先ほ

どの概要のところでも説明したとおりでございます。

自主財源ということでかっこ内に自主財源というものが書いてあります。町税、負担金、使用料、手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、これを自主財源と申します。は29億4,592万7,000円、構成比で53.7%と、前年度に比べ2,820万4,000円減少いたしました。これは地方税の1億2,651万7,000円の増加はあったものの、繰越金で6,296万1,000円、それから減債基金などの繰入金で8,154万2,000円の減少によるものでございます。

また、依存財源ということで、これもかっこ内に説明があります。地方譲与税、利子割交付金、それから地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、それから自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金、それから国・県支出金、地方債ということで、他に依存している財源ということになります。これにつきましては、25億3,711万1,000円で、構成比で46.3%と、前年に比べ1億1,843万円増加をいたしました。

次に、歳入の一般財源は、43億969万4,000円。前年度44億2,685万6,000円で、対前年比で金額で1億1,716万2,000円、2.6%減少し、経常的に収入となる一般財源等も36億420万1,000円、対前年度で36億3,822万4,000円ということで、町税の増収はあったものの、地方交付税の減少により、前年比で3,402万3,000円、0.9%の減少があったということでございます。

トータルにおきまして、先ほど表で説明したものと、それからいま普通会計の概要、それから歳入の状況でご説明をいたしました。これ以降のものにつきましては、先ほどの表でご説明した内容と重複をいたしますので、説明については以上で終わりたいと思います。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

野元議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元でございます。

20年度一般会計決算書のページ、79ページ、よろしいでしょうか。

20年度の乳幼児医療費2,225万円、19年度決算2,074万4,472円とありますが、20年度から就学前の所得制限を外し、小学校6年生まで年齢を引き上げたことによる医療費の増というのは、どうなっているのでしょうか。

それからもう1点、59ページを済みません、お願いいたします。よろしいでしょうか。59ページです。

75歳以上の方へのタクシー利用助成事業の実績と効果、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） ご質問の20年度の乳幼児医療費2,225万円、20年度から就学前の所得制限を外したこと、それから小学校6年生まで年齢を引き上げたことによる医療費の額の動向がどうかというご質問でございます。

平成19年度と20年度の比較についてでございますけれども、就学前の乳幼児につきましては、19年度以前は3歳未満児だけの自己負担が2割で、4歳児以上は3割負担とされておりました。これが20年度からは就学前すべての自己負担が2割に変更される制度改正が行われております。したがって、所得制限が廃止されたことによる影響額を算出することは単純にはできませんで、申しわけありませんけれども、明確な影響額を積算することはちょっと事務量が膨大すぎて、対応しかねるという状況でございます。この改正によりまして、就学前の事業費は1,575万4,910円となりまして、所得制限が廃止されたにもかかわらず、19年度よりも約500万円の減額になってございます。要するに、ご自身が負担される額が小さくなっているということでもあります。

それから対象年齢を引き上げた小学生の事業費についてでございますけれども、全体で649万7,860円でございます。学年ごとの内訳といたしましては、1年生が178万9,190円、2年生が137万390円、3年生が114万1,570円、4年生が76万7,220円、5年生が70万7,810円、6年生が72万1,690円と、4年生以降の高学年になるにしたがい、医療費の負担が小さくなっている状況にあります。

就学前の乳幼児と小学生を合わせた事業費で、総事業費で2,225万2,770円となり、結果として19年度よりは約150万円の増となっているという結果でございます。

以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

平成20年度の75歳以上の方へのタクシー利用助成事業の実績と効果は、ということでございます。

まず、平成20年度の対象者でございますけれども、1,612名。それで利用券の利用者202人です。収入の合計ということで、タクシー利用券を買っていただいております。この買っていただいた収入の合計が140万7,000円。支出の合計、これはタクシー会社に払うお金ですけれども、285万5,810円ということで、これを差し引きいたしまして、実質的な町の支出額が147万8,810円でございます。利用回数ですけれども、2,256件でございます。

主な利用目的ということですが、通院で1,031件、45.7%。買い物で662件、29.3%。公共施設の利用で200件、8.9%。金融機関の利用で127件、5.6%。その他ということで236件、10.5%でございます。

利用者の平均年齢が81.6歳。それから購入者の平均購入枚数が15.3枚。24枚までということで、今回の事業を行っております。平均の利用枚数が12.9枚でございます。ということで、これに対するいま実績を申し上げたわけですが、効果といたしまして、本当に必要な皆さんが利用しているというふうに考えております。ということで、少ない経費で大きな効果が上がっているというふうに考えております。

以上です。

○1番（野元三夫君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑はございませんか。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

本日の朝、平成20年度決算状況、決算カードをいただきました。また、企画財政課長から一般会計について決算について、縷々説明があったわけでございますけれども、この決算状況を見させていただきますと、私の考え方からしまして、地方税が伸びました。経常収支比率も80%を切りました。財政力指数も0.65%、実質構成比率も9.5%、あるいは基金の積立も約4億円近いお金を積み立てました。というふうに見ますと、この20年度決算は大変よく、経済事情大変厳しい中においても、よく努力をされたなと私は評価をしたいと思うわけでございますけれども、町長の招集のあいさつでは、徴収率の低下あるいは滞納者の増加等々がございませうというふうなお話もございました。

そこで、町長にお聞きをいたします。平成20年度決算状況を見て、町長はどう評価をし、どう総括をしたのか、町長のご所見をお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 武井議員のご質問にお答えしたいと思います。

事前にちょっとそのような問い合わせがなかったので、細かくはお答えすることができませんけれども、平成20年度の予算、決算ということで見ますと、やはり一番大きな成果は同和事業を廃止したことによる年間4,000万円近いお金を町民の皆さまの暮らしや、それから生活環境の整備その他に回すことができたということで、これが一番大きな効果だと思っております。

20年度で実施した事業ということにつきましては、先ほどお話がありましたように、子どもの医療費の無料化を小学校卒業まで拡大するという事も行いましたし、また先ほどの75歳以上の方へのタクシーの助成事業、このタクシーの助成事業につきましては、いま課長の方から話がありませんでしたけれども、ボイス81を、村井知事が来て行うボイス81の際に、御代田町の実例発表ということで、このタクシー事業について説明をしました。その中で、知事の方から、通常こうした公共交通機関といいますか、その自治体がやる足の確保対策は、民間を圧迫するという中で、御代田町のこの事業は、民間も潤うという点で、利用者と、その業者にも利益があるということで、非常に興味を持って見ていただきましたが、これは非常に優れた事業の1つであったと思います。

また、農業対策としましては、野菜価格安定化対策基金に対する農業者の負担の

軽減など、非常に総合的にいろいろな事業に取り組むことができた、このように考えております。また、招集のあいさつでも申し上げましたとおり、その内容についても評価をいただいているところであります。

以上であります。

○議長（柳澤 治君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 一つひとつ細かい事業をお聞きしたのではなく、この決算カードを見て、町長のまず、あ、よかったなと、すばらしい決算だったな、あるいは自分の思った事業ができたなと、あるいは収入状況も町税が増えた、地方交付税は減ったとか、そういうもの全体を通して、御代田町の20年度、町長が政策として掲げた事業がこの決算カードの中でどういうふうに町長は評価をして、本当にどう判断をしたか、ご所見をお聞きしたいわけなんです。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この決算カードの内容につきましては、収支バランスがとれているということと、一番大事なことはやはり健全財政を維持しているということだと思っています。そういう意味で、非常にバランスのとれた、厳しい情勢の中ではありますけれども、非常にそうした成果があった決算だと、このように考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井議員。

○9番（武井 武君） そこで、町長は、議員当時あるいは町長就任、あるいは町長選挙のときに、町民税、税金の増あるいは積立金の増、町民の皆さんは基金積立をしてくれということで、税金を払っているんじゃないよと。いい町民の暮らしができるように、税金を使ってくれということで、財政基金あるいは減債基金に積み立てるのはおかしいじゃないですかという町長の就任のときの考え方だと、私はこういうふうに理解するわけですが、20年度決算では基金積立4億円をされているわけですが、そのご所見はいかがでございますか。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

なぜ基金に積み立てているのかということでございますけれども、まず、財政調整基金につきましては、やはり財政の安定化ということに寄与していかなければい

けないということで、最近国の財政の方でもそうですけれども、やはり経費等の削減によって出た財源については、積み立てて、今後の対応をしていきたいと。それから減債基金につきましては、平成21年度の予算で既にお認めいただいておりますけれども、繰上償還等を行っていききたい、今後とも繰上償還等も行っていきたいというふうに考えておりました、やはり将来を展望した中で、不安定要素もございます。例えば下水道等につきましては、これから償還金が増えます。いま一般会計だけではなくて、特別会計等を含めた実質公債費比率とか、こういう数値が出てくるわけですけれども、いまは健全であっても、ちょっとした要素が出てきたときに、非常に大変な要素が出てくる。それから先ほどの町長からの話もございますけれども、実質的に企業等が非常にいま大変な状況にある中で、ただ企業というのは、法人税だけではなく、固定資産税等を含めて大きな税金、それから勤めている方の住民税等、大きな税金を納めてもらっております。ということで、当町にはこういう不安定要素は数限りなくあるということの中で、そういうときに備えられるように、財政調整基金、それから借金の返済のために減債基金、できるときにこれをきちんとやっておきたいということで、今回積立をさせていただいたわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 武井議員に申し上げます。

本案に関する質疑は、3回を超えていますので、まとめてください。

○9番（武井 武君） いまこれ3回終わったの。だから4回はしませんから。

いま議長から言われたとおり、質疑3回目終わりましたので、終わるわけですが、町長に希望意見を申し上げます。

財政企画課長がいま説明のとおり、基金のあり方等については、町長のお考えを訂正していただきたい。企画財政課長の答弁のとおり訂正をしていただきたい。お考えを変えていただきたい。希望意見を申し上げまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、暫時休憩といたします。

午後は 1 時 3 0 分より再開いたします。

(午後 1 2 時 1 0 分)

(休 憩)

(午後 1 時 3 0 分)

○議長(柳澤 治君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

場内、大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

- - - 日程第 1 3 議案第 7 8 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第 1 3 議案第 7 8 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは、議案書の 2 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 8 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の 3 1 2、3 1 3 ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

御代田財産区特別会計。歳入。

款 1、財産収入。項 1、財産運用収入。収入済額を読みます。8 1 2 万 7 , 9 4 6 円です。主な内容ですけれども、『ハートピアみよた』の貸付料ということで、7 0 0 万円でございます。

それから項 2 の財産売払収入については、ございません。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。収入済額で 3 4 0 万円です。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。収入済額で 9 1 万 2 , 5 5 3 円でございます。

諸収入の雑入はございません。

歳入合計で、1 , 2 4 4 万 4 9 9 円でございます。

次のページの 3 1 4、3 1 5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。支出済額 1 , 1 7 6 万 9 , 5 4 9 円ござい

ます。主な内容ですけれども、財産区有地の管理委託料で320万円。それから財産区有林の下刈りの委託料で8老人クラブございまして、80万円×8で640万円でございます。

款2の予備費は支出済額ございません。

歳出合計で1,176万9,549円でございます。

決算書の322ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額 1,244万円。2、歳出総額 1,176万9,000円。3、歳入歳出差引額 67万円。5の実質収支額で67万円でございます。

説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第14 議案第79号 平成20年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第14 議案第79号 平成20年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の22ページをお願いいたします。

議案第79号 平成20年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の204ページ、205ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1、財産収入。項1、財産運用収入でございます。収入済額で55万5,790

円です。主な内容ですけれども、財政調整基金の利子ということで、44万8,790円です。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。収入済額270万円。財政調整基金の繰入金でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。収入済額56万8,088円です。

諸収入、雑入についてはございません。

歳入合計、382万3,878円でございます。

次のページの206、207ページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額320万8,935円でございます。主な内容ですけれども、林野管理の委託料で185万2,000円。それから財政調整基金の積立で20万円でございます。

予備費については支出はございません。

歳出合計、320万8,935円でございます。

決算書の214ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額 382万3,000円。2、歳出総額 320万8,000円。
5、実質収支で61万4,000円でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第15 議案第80号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第15 議案第80号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の23ページをお願いいたします。

議案第80号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の216、217ページをお開きいただきたいと思います。

それでは説明いたします。

歳入でございます。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税。収入済額4億392万1,871円。この額につきましては、前年度比7,550万円余りの減でございます。後期高齢医療制度への移行により、被保険者の減少と、収納率のダウンということで、19年の79.6%から平成20年度75.4%という状況でございます。

続いて不納欠損でございますが、748万5,759円。前年度比で173万7,000円余の減でございます。19年度は60名の分について処分をいたしましたけれども、20年度は92名の債務者の分について不納欠損処理をしてございます。

款2、使用料及び手数料。手数料でございます。以下(1)の手数料でございます。収入済額29万5,800円。督促手数料でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。3億781万5,513円。療養給付費、介護給付費、後期高齢者支援金等にかかる国の負担分でございます。

項2、国庫補助金。6,384万8,000円。普通調整交付金等でございます。

款4、療養給付費交付金。項1、同じでございます。3,632万2,000円。退職者医療の交付金で、社会保険の支払い基金からの交付であります。

款5、前期高齢者交付金。項1、前期高齢者交付金。1億9,746万5,312円ということで、65歳から74歳で、この方々が国保に加入することになり、新設をされてございます。各健康保険等の支払い基金からの交付でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。659万5,731円。高額医療共同事業負担金でございます。

項2、県補助金5,979万5,000円。これは財政調整交付金でございます。

款 8、共同事業交付金。項 1、共同事業交付金。1 億 6 , 2 7 2 万 5 , 4 3 4 円。
これは 1 件 8 0 万円以上の高額療養費の共同事業、それから 3 0 万円から 8 0 万円
未満の共同安定化事業の交付金でございます。

款 9、財産収入。項 1、財産運用収入。収入済額が 3 9 万 9 , 5 6 5 円。これは
基金の利子でございます。

款 1 0、繰入金。項 1、他会計繰入金。6 , 3 2 0 万 7 , 5 8 5 円。一般会計か
らの繰入金でございます。

款 1 1、繰越金。項 1、繰越金。8 , 0 9 0 万 8 , 7 1 3 円。前年度からの繰越
でございます。

款 1 2、諸収入。項 1、延滞金加算金及び過料。1 9 7 万 6 , 9 0 0 円。延滞金
でございます。

項 3、受託事業収入。1 6 9 万円でございます。特定健診受託料ということで、
受診者から負担金 1 人当たり 2 , 0 0 0 円の収入でございます。

項 4、雑入。3 4 5 万 1 , 4 2 7 円。第三者納付金ということで、交通事故等で
保険証を使われた場合には、第三者納付金ということで、お金を返していただく
という形での雑入でございます。

歳入合計でございますが、1 3 億 9 , 0 4 1 万 8 , 8 5 1 円でございます。

次の 2 1 8、2 1 9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。支出済額 4 1 7 万 5 , 7 3 2 円でございます。
これは需用費、旅費需用費等一般管理に要する経費でございます。

項 2、徴税费。3 2 5 万 6 , 4 9 1 円でございます。賦課徴収にかかわる経費で
ございます。

項 3、運営協議会費ということで、7 万 2 , 0 0 0 円。委員報酬、旅費等でご
ざいます。

款 2、保険給付費。項 1、療養給付費。7 億 4 , 1 0 3 万 1 , 4 1 4 円。療養給
付費、療養費等でございます。

項 2、高額療養費。8 , 0 9 4 万 4 , 5 4 9 円。高額医療費に対する補助金でご
ざいます。

項 3、出産育児一時金。1 , 2 0 5 万円でございます。出産 3 4 名分ございま

す。

項 4、葬祭諸費。支出済額 40 万円。20 名の方に支給をしてございます。

款 3、後期高齢者支援金等でございます。項 1、後期高齢者支援金等。1 億 7,505 万 7,433 円。後期高齢者への国保からの負担金でございます。

款 4、前期高齢者納付金等。項 1、前期高齢者納付金等。23 万 5,715 円。前期高齢者への国保の負担金でございます。

款 5、老人保健拠出金。項 1、老人保健拠出金。973 万 5,996 円。老人保健への国保の負担金でございます。

それから款 6、介護給付費。項 1、介護給付費。7,963 万 8,857 円。これは第 2 号被保険者分の介護保険料を納付するものでございます。

款 7、共同事業拠出金。項 1、共同事業拠出金。1 億 5,397 万 9,536 円。高額療養費と共同安定化事業分の拠出金であります。

款 8、保健事業。項 1、特定健診等事業費。756 万 9,770 円。新設されました特定健診に要した経費であります。

項 2、保健事業費。626 万 5,400 円。人間ドック補助金等でございます。

款 10 の公債費については、ございませんでした。

款 11、諸支出金。償還金及び還付加算金でございます。315 万 992 円。保険税の還付、それから過年度分の医療給付費を国庫へ返還した費用でございます。

予備費からの支出はございませんで、歳出合計が 12 億 7,756 万 3,885 円でございます。

続きまして 242 ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 13 億 9,041 万 8,000 円。歳出総額が 12 億 7,756 万 3,000 円。歳入歳出差引額は 1 億 1,285 万 4,000 円でございます、5 番の実質収支は同額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

(1 番 野元三夫君 登壇)

○ 1 番 (野元三夫君) 議席番号 1 番、野元です。

後期高齢者医療制度が始まり、国保加入者が大幅に減った中での 20 年度の国保会計の状況をお伺いしたいと思います。また、医療費の動向、これが 1 点目で、2 点目として、20 年度の特定健診の割合と、それからこれからの見通し、この 2 点をお伺いしたいと思います。

○ 議長 (柳澤 治君) 土屋保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○ 保健福祉課長 (土屋和明君) お答えをいたします。

20 年度の決算見込みにつきましては、6 月の議会でも市村議員のご質問でご説明したかと思えます。その時点と、大きく変わった点はございません。

20 年度の国保会計の決算状況を分析してみますと、単年度収支では 20 年度 1 億 1,285 万円の繰越となりまして、昨年の基金積立 2,000 万円と、繰越金の 8,090 万 8,000 円を合わせて、約 1 億 100 万円と比較すると、1,100 万円程度の黒字決算になり、おおむね健全財政を維持している状況であるといえます。

いまご質問にもありましたように、後期高齢者医療制度の導入によりまして、被保険者の減少にもかかわらず、医療費は 2.7% 上昇しておりまして、まだまだ医療費の適正化が進んだという状況にはなってきてございません。

歳入では、国保税収の落ち込み、それからそれに伴う国・県の調整交付金の減額、また歳出では、医療費の増大という痛手があったにもかかわらず、前期高齢者交付金が 2 億円近く交付されたことによりまして、単年度収支ではほぼ均衡のとれた状況となりました。

前期高齢者の人数は、医療保険制度の保険者ごとで異なりますので、各保険者の加入人数に応じて、保険者間の負担の不均衡を調整するための措置であります。前期高齢者の比率が高い御代田町では、交付金で実際に私どもが負担する額よりは大きな交付金が入ってきているということで、得をしているというような状況にあるかと思えます。しかしながら、各保険者側からいたしますと、納付金の負担が大変大きくなってきているということで、大幅な赤字決算に転落している健康保険組合

等も多くございまして、中には解散を余儀なくされた組合もあるというふうに聞いております。

こうした状況を鑑みますと、前期高齢者交付金制度自体の存続が危ぶまれる状況にあり、この収入で実際のところ息をついている御代田町も、安閑としていられる状況ではないというふうに考えられます。平成21年度は1億円強の繰越金を背景に、豊富な予備費を保有はしている状況にはなりません。今回の補正でこういう状況になりますけれども、これとても新型インフルエンザのパンデミックによって、すぐさま吹き飛んでしまう可能性もはらんでいると。それから、現在、6,600万円余ある基金についても、これはパンデミックによれば同様であるというふうに思われます。平成21年度に入ってから医療費が前年の同期に比べて軒並み上昇している状況があります。特に高額療養費の伸びが著しいため、本議会でも3,000万円近い保険給付費の増額補正をお願いしなければならない状況になっています。

今後、国保税の税収の低迷が続き、更に医療費が伸び続けるとともに、インフルエンザのパンデミックに見舞われるようなことがありますと、必然的に国保税率の改定を検討せざるを得ない状況になることも考えられるという状況であろうと思います。

それからもう1つのご質問でございますけれども、特定健診の受診率がどうかということでございますが、まだ正式な集計結果は発表されておりませんが、速報値の状況で見ますと、御代田町は佐久地域全体で5位です。ですが、私どもより上位にあるのは、南佐久の小さな村です。南牧村が65.4%、北相木村が64.2%、南相木村が59.6%、川上村が58.7%で、御代田町が41%という状況でございます。あと佐久穂町、小海町、軽井沢町、小諸市、立科町、佐久市というような状況で、順位づけがなされています。ですから、この小さな村を除くと、佐久地域では1位の受診率であるというふうに考えていいのかなと思っております。

これは他の市町村に比べて地元の医師との信頼関係を築くことができ、絶大な協力を得ることができました。それと、人間ドックデータを小まめに拾ったこと、それから、町長のあいさつにもございましたけれども、地域に根ざした保健補導員の活躍によるところが大きいのではないかと考えています。

今後、医療費の増大に歯止めをかけるためには、早期治療ということが非常に必

要な部分であって、その病気の早期発見のためにも、健診の受診が健康への第一歩、更に未受診者対策を講じて、住民全体の健康づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、国保の状況と特定健診の受診率についてお答えさせていただきました。

○1番（野元三夫君） 済みません、来年度の見通し、これからの見通しについてはいかがのようでしょうか。

○保健福祉課長（土屋和明君） その辺のところについても、来年度の見通しというのは引き続き受診率に対しては未受診者対策を講じていくということで、更なる上積みを図ってまいりたいということでございますし、いま医療費の関係について、医療費というか、国保税の関係についてはその前の段階でちょっと述べさせていただいたんですけれども、国保税収の低迷が続く、それから医療費が伸び続けると、それからもう一つ、インフルエンザのパンデミックが起きた場合には、国保会計は健全には推移できないだろうということで、税の改定についても検討しなければならない状況は出てくる可能性があるということでございます。

○議長（柳澤 治君） よろしいですか。

○1番（野元三夫君） はい、終了します。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

朝倉議員。

（12番 朝倉謙一君 登壇）

○12番（朝倉謙一君） 12番、朝倉です。

まず1点目に、高額療養費。これは何人ぐらいなのか教えていただきたいのと、それと、20年度資格証明の人数と短期保険証の数を教えていただきたいと思えます。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 申しわけございません。ただいま資料を持っておりませんので、後ほどお知らせをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） よろしいですか。

○12番（朝倉謙一君） はい。終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 16 議案第 81 号 平成 20 年度御代田町老人保健医療

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第 16 議案第 81 号 平成 20 年度御代田町老人保健医療
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の 24 ページをお願いいたします。

議案第 81 号 平成 20 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の 244 ページ、245 ページをお願いいたします。

それではご説明をいたします。

本医療制度は平成 19 年度をもって終了いたしまして、平成 20 年 3 月分の支払いと、あとは請求遅れ分の精算のためにこの会計を存続しているという状況でございます。このために、19 年度決算額の 9 億 3,500 万円余りに対しまして、20 年度は 9,800 万円余りということで、10 分の 1 の規模になってございます。

歳入でございます。

款 1、支払基金交付金。項 1、支払基金交付金。収入済額 4,732 万 4,000 円。医療給付費等の 53%と、審査手数料分が基金から補てんされてきます。

それから款 2、国庫支出金。項 1、国庫負担金。2,963 万 5,916 円。これは医療給付費等の 29%、国の負担分であります。

款 3、県支出金。項 1、県負担金。730 万 6,463 円。同じく 8%の県の負担分でございます。

款 4、繰入金。項 1、一般会計繰入金。741 万 1,000 円。町の負担分の繰入でございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。5 1 4 万 2 , 6 6 5 円。前年度からの繰越金でございます。

款 6、諸収入。項 2、雑入。収入済額 1 5 9 万 4 , 2 4 0 円。第三者行為による損害賠償金でございます。

歳入合計が 9 , 8 4 1 万 4 , 2 8 4 円でございます。

次の 2 4 6、2 4 7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。支出済額 2 1 万 7 , 4 6 6 円。需用費、役務費等一般管理経費でございます。

款 2、医療諸費。項 1、医療諸費。支出済額 9 , 1 8 3 万 4 , 2 3 7 円。医療給付費、審査支払手数料等でございます。

款 3、諸支出金。項 1、償還金。1 1 1 万 9 , 7 0 7 円。これは過年度に受け入れた支払基金交付金の精算による返還金でございます。

それから項 2、繰出金。5 1 4 万 4 , 0 0 0 円でございます。これにつきましても、過去に受け入れた繰入金の精算による繰出でございます。

予備費の支出はございませんで、歳出合計が 9 , 8 3 1 万 5 , 5 8 8 円でございます。

続きまして 2 5 8 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 9 , 8 4 1 万 4 , 0 0 0 円。歳出総額が 9 , 8 3 1 万 5 , 0 0 0 円。歳入歳出差引額 9 万 8 , 0 0 0 円。実質収支額も同額の 9 万 8 , 0 0 0 円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 17 議案第 82 号 平成 20 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 17 議案第 82 号 平成 20 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の 25 ページをお願いいたします。

議案第 82 号 平成 20 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の 324 ページ、325 ページをお願いいたします。

それではご説明をいたします。

歳入。

款 1、保険料。項 1、介護保険料。1 億 6,625 万 6,908 円でございます。

これは 65 歳以上の第 1 号被保険者に納めていただく保険料でございます。徴収率で 19 年度 98.34% に対しまして、平成 20 年度は 98.46% と、わずか 0.12% でございますけれども徴収率を上げることができております。

それから款 2、分担金及び負担金。項 1、負担金。76 万 8,700 円。これは特定高齢者介護予防事業の参加者の負担金、約 60 名分でございます。

それから款 3、使用料及び手数料。項 1、手数料。3 万 8,100 円。これにつきましては、督促手数料でございます。

款 4、国庫支出金。項 1、国庫負担金。1 億 4,668 万 9,000 円でございますが、介護給付費にかかる施設に対しては 15%、在宅については 20% の国の負担金でございます。

それから項 2、国庫補助金。6,675 万 5,420 円。これは調整交付金、それから地域支援事業、それから介護従事者処遇改善等にかかる国の補助金でございます。

それから款 5、支払基金交付金。項 1、支払基金交付金でございます。2 億 5,605 万 844 円。介護給付費の 31% 分と過年度分の精算分が含まれており

ます。

それから款6、県支出金。項1、県負担金。1億1,812万1,820円。介護給付費の県負担分で、施設に対しては17.5%、在宅については12.5%の県の負担分でございます。

それから項3、県補助金。422万600円。介護予防費の12.5%が県の補助金としてまいります。

それから款8、繰入金。項1、他会計繰入金。1億1,649万円でございますが、介護給付費及び予防費の12.5%の町負担分と、事務費等の繰入でございます。

款9、繰越金。項1、繰越金でございますが、3,021万7,190円。前年度からの繰越でございますが、この中には歳出に盛り込んでございます国庫返還金の535万2,000円余りを含んでございます。

それから款10、諸収入。項1、延滞金。6万3,000円でございますが、滞納分にかかる延滞金でございます。項2、サービス収入。300万円。介護予防プラン作成にかかる収入でございます。

歳入合計が9億867万1,582円ということです。

次の326、327ページをご覧くださいと思います。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務費。1,266万2,828円でございます。一般管理経費、賦課徴収経費、認定調査、認定調査会の共同設置経費等でございます。

それから款2、保険給付費。項1、保険給付費でございます。7億9,968万7,976円。介護サービス、予防サービスの給付費でございます。

款3、財政安定化基金拠出金。項1、財政安定化基金拠出金でございます。85万7,020円。安定化基金への拠出金でございます。

款4、地域支援事業費。項1、介護予防事業費。1,410万9,451円。特定高齢者、それから一般高齢者向けの施設の介護予防サービス費等でございます。

それから項2、包括的支援事業・任意事業でございます。1,556万3,000円でございます。地域包括支援センター経費及び適正化事業に要する経費でございます。

款5、基金積立金。項1、基金積立金。1,699万6,155円。独自に積立

をいたしました1,000万円と、介護従事者処遇改善分での積立でございます。

款6、諸支出金。項1、諸支出金。270万4,651円。保険料の還付金ということでございます。

それから項2、繰入金。1,400万円。これにつきましては、平成18年の公債費の償還分を一般会計より繰入をいただいております、この分を返却したものでございます。

款7、公債費。項1、公債費。1,400万円。平成17年以前の借入金の返済分でございます。

予備費については、支出はございませんでした。

歳出合計が8億9,058万1,081円でございます。

決算書の350ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が9億867万1,000円。歳出総額が8億9,058万1,000円。歳入歳出差引額が1,809万円。実質収支も同様の1,809万円でございます。

説明の方は以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元です。

いま、実質収支額が1,809万円ということになっているんですが、介護保険事業会計の状況と、これからの介護給付費の動向について、お伺いしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

平成20年度の介護保険会計の状況ということで、介護給付費の動向についてということもございました。

まず、経過からちょっとご説明をさせていただきたいと思うんですけれども、平成12年度に介護保険制度が導入されまして、この当時、決算額は約3億2,000万円でした。その後、利用者が増えたことによる介護給付費の増大とともに、介護会計も大きく伸び続けまして、平成17年には8億円台に達しました。この間、増大する会計を、保険料や国庫補助だけでは賄いきれずに、平成14年度には2,000万円、16年度には1,900万円、17年度には2,200万円を財政安定化基金から借入を行いました。このような状況が保険料を引き上げる原因になってきておりまして、第3期は18、19、20ですけれども、保険料の試算段階で5,100円ということで、こういう月額基準額になりましたけれども、急激な上昇を抑えたいということの中で、償還金の償還分の1,400万円を一般会計から借り入れて、繰り入れて行うということで、4,600円という月額基準額にとどめる苦肉の策をとってきた経緯がございます。

介護給付費で見ますと、平成17年度まで増大を続けてきていましたけれども、平成18年度は7億6,900万円と、わずかですけれども減に転じました。あ、微増ですね。済みません。18年度は微増でございます。19年度は、7億6,600万円ということで、300万円程度ですけれども、減少に転じた経緯がございます。20年度の決算では、7億9,900万円ということで、3,000万円ほど増額になっているという状況で、若干ではございますけれども、給付費が安定してきていると見て取ることができるのかなと思います。

この安定してきた要因といたしましては、介護を必要とする方の介護認定が一定程度行き渡った、こうしたことと、それから平成16年度から行っております適正化事業、これによりまして、ケアプランの適正化が図られてきていることが挙げられると思います。給付費が安定してきた結果、平成18年度は一般会計から償還分の1,400万円を借入を行ったわけですけれども、19年度は一般会計からの繰入を行わずに済みまして、20年度では償還金の返還はもとより、平成18年度に一般会計から繰り入れた1,400万円を返還して、基金として1,000万円を積み立てることができたということで、会計自体はだいぶ好転してきているのではないかという状況を考えます。この結果、第4期の保険料でこの4月から適用させていただいているものでございますが、多くの市町村が引き上げを行う中で、わずかではありますけれども、引き下げることができたという状況でございます。

今後の動向でございますけれども、介護認定者が急激に増大することがなければ、現在の給付費の7億から8億円台を微増、微減で推移することが予想されますので、過去に比べてだいぶ安定した運営をしていくことができるのではないかとこのように推測をしております。安定した運営が継続できた場合には、若干の基金積立等も可能になってきますので、制度改正ですとか介護報酬の大幅な引き上げだとか、そういった改定など不確定要素がなければ、将来の保険料を更に引き下げること夢ではないのかもしれませんが。

そういったことの中で、介護予防というところに重点を置いて、介護を受ける方を1年でも後らせるというような取り組みの中で、安定した会計の運営をとということで努めておりますので、今後とも引き続き展開をしていきたいということになります。

以上、制度開始から現在までの状況と動向についてご説明をいたしましたけれども、このデータ分析やその動向については、広報の『やまゆり』5月号から8月号にかけて、4回のシリーズで『御代田の介護保険はなぜ高いの?』というようなシリーズを掲載をしております。ご覧いただければ、よりご理解をいただけるのではないかと思います。お答えは以上でございます。

○1番(野元三夫君) ありがとうございます。終わります。

○議長(柳澤 治君) ほかに質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第18 議案第83号 平成20年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第18 議案第83号 平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の26ページをお願いいたします。

議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の 3 8 0 ページ、3 8 1 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 1、後期高齢者医療保険料。項 1、後期高齢者医療保険料。6,504 万 7,400 円。これは 75 歳以上の被保険者 1,640 名に納めていただいた保険料でございます。徴収率に関しましては、99.5%でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、手数料。4 万 7 0 0 円。これは督促手数料でございます。

款 4、繰入金。項 1、一般会計繰入金。2,395 万 5,000 円。事務費、それから保険基盤安定、それから人間ドックの補助金に対する繰入でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金加算金及び過料。2,200 円でございますが、これは延滞金でございます。

項 5、雑入。75 万 8,523 円。これは特別調整交付金等であります。

款 7、国庫支出金。項 1、国庫補助金。107 万 5,200 円。これは電算システムの改修等に対する補助金でございます。

款 8、広域連合支出金。項 1、広域連合支出金。83 万 496 円。広域連合からの健診に対する補助金でございます。

歳入合計が 9,170 万 9,519 円でございます。

次の 3 8 2、3 8 3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。260 万 2,714 円。これは旅費、需用費等一般管理経費でございます。

項 2、徴収費。42 万 6,276 円。これは賦課徴収経費でございます。

それから款 2、後期高齢者医療広域連合納付金。項 1、後期高齢者医療広域連合納付金。8,597 万 1,284 円。保険料及び保険基盤安定負担金でございます。

款 3、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。

それから予備費につきましては、支出はございませんでした。

款 5、保健事業費。項 1、健診事業費。74 万 805 円。これは 132 名分の健診委託料でございます。

項 2、保健事業費。70万円。これは40名分の人間ドック補助金でございます。
歳出合計が9,044万1,079円でございます。

次に394ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が9,170万9,000円。
歳出総額が9,044万1,000円。歳入歳出差引額が126万8,000円で、
実質収支額も同額でございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきます
ようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第19 議案第84号 平成20年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第19 議案第84号 平成20年度御代田町住宅新築資金
等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の27ページをお開き願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

議案第84号 平成20年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳
出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の192ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。収入済額1,163万6,000円でご
ざいます。これにつきましては、公債費の不足分を一般会計から繰り入れる形で借

用しているというものでございます。

次に款 2、繰越金。項 1、繰越金。収入済額 9,788 円。前年度からの繰越金でございます。

次に款 3、諸収入。項 1、貸付金元利収入。収入済額 809 万 4,642 円。これにつきましては、貸付金の元利収入でありまして、現年分 25 件、773 万 8,270 円と、過年度分 18 件、35 万 6,372 円の債務でございます。

収入未済額につきましては、1 億 843 万 2,917 円となっております。個別訪問等返済意識向上への取り組みを強化をしているところでございます。

項 2 の延滞金及び加算金につきましては、2 万 200 円で延滞金でございます。

次に款 4、県支出金。項 1、県補助金ですが、28 万 6,000 円でありまして、住宅新築資金等貸付助成事業ということで、償還事務にかかわる経費の 4 分の 3 が県から補助されているということでございます。

続きまして 194 ページをご覧くださいと思います。

歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、住宅費。支出済額 38 万 4,622 円。消耗品、通信一般費、事務機借上等の経費でございます。

次に款 2、公債費。項 1、公債費で 1,936 万 928 円でございます。これにつきましては、新築 21 件、改修 3 件、宅地が 25 件、計 49 件の償還金でございます。

続きまして 202 ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2,004 万 6,000 円。歳出総額 1,974 万 5,000 円。歳入歳出差引額 30 万 1,000 円で、実質収支額 30 万 1,000 円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 20 議案第 85 号 平成 20 年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 20 議案第 85 号 平成 20 年度御代田町簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書の 28 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 85 号 平成 20 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の 278 ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。収入済額 7,120 万 6,131 円でございます。徴収率は現年分 97.38% で、0.67 ポイントの減、過年度分 28.15% で 3.82 ポイントの減でございます。

不納欠損額につきましては、26 万 8,103 円で、徴収不能な不良債権等 50 件でございます。

また、収入未済額につきましては、406 万 91 円でございますが、給水停止等をもって回収に努めてきているところでもございます。

項 2 の手数料でございますが、93 万 6,500 円。給水工事及び閉開栓等に伴う手数料でございます。

次に、款 2、分担金及び負担金。項 1、負担金。収入済額 917 万 7,000 円で、新規加入金等でございます。

次に、款 3、財産収入。項 1、財産運用収入。収入済額 94 万 2,677 円。これは基金の利子でございます。

次に款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。248 万 7,712 円であります。消火栓管理料としての一般会計からと、小沼簡易水道からの浅麓水道からの受水分の案分分でございます。

次に款 5 の繰越金ですが、974 万 1,310 円で、前年度からの繰越金でございます。

次に款 6、諸収入。項 1、延滞金及び過料。収入済額 8 万 1 , 5 0 3 円で、延滞金のみでございます。

項 2 の雑入につきましては、1 万 3 , 0 0 0 円で金抜設計手数料でございます。続きまして 2 8 0 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。支出済額 3 , 2 9 8 万 3 , 3 6 1 円。浅麓水道からの受水費、それから消耗品等需用費でございます。

項 2、施設管理費。支出済額 7 8 5 万 7 , 2 7 2 円。修繕料、健診委託、水質検査等の料金でございます。

次に款 2、建設改良。項 1、建設改良事業費で 2 , 1 8 0 万 6 , 7 5 5 円でございます。これにつきましては、御代田第 2 配水池における緊急遮断弁設置工事が主なものとなっております。

次に款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。支出済額 1 , 5 1 0 万円で、小沼簡水への共通経費案分による繰り出しでございます。

次の予備費については、支出はございませんでした。

続きまして 2 9 2 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。収入総額、9 , 4 5 8 万 5 , 0 0 0 円。歳出総額、7 , 7 7 4 万 7 , 0 0 0 円。歳入歳出差引額 1 , 6 8 3 万 8 , 0 0 0 円で、実質収支額 1 , 6 8 3 万 8 , 0 0 0 円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 1 議案第 8 6 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 1 議案第 8 6 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易

水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の29ページをお開き願いたいと思います。

議案第86号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の260ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額8,870万7,392円でございます。徴収率は現年分96.35%、0.1ポイントの減。過年度分20.38%で22.48ポイントの減であります。不納欠損額につきましては、33万8,123円で、徴収不能な不良債権等40件でございます。また、収入未済額は869万8,291円でございますが、これもまた給水停止等をもって回収に努めてきているところでございます。

項2の手数料でございますが、111万5,300円で、給水工事並びに閉開栓等に伴う手数料でございます。

次に款2、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額984万9,000円で新規加入金でございます。

次に款3、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額152万4,141円。これは基金の利子でございます。

次に款4、繰入金。項1、他会計繰入金。1,696万6,600円であります。消火栓管理料としての一般会計からと、御代田簡易水道からの共通経費案分に伴うものでございます。

次に款5の繰越金ですが、1,320万609円で、前年度からの繰越金でございます。

次に款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。収入済額11万3,672円。延滞金でございます。

項2の雑入は5万8,161円で、金抜設計作成経費でございます。

続きまして262ページをお願いいたします。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。支出済額 6,885 万 6,531 円。借入償還、人件費、一般事務費等でございます。

項 2、施設管理費。支出済額 1,331 万 1,336 円。これにつきましては、修繕料、健診委託、水質検査料等でございます。

次に款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費で 1,138 万 6,200 円でございます。これにつきましては、蟻ヶ沢水源の改良を行っておりまして、その工事費が主な内容となっております。

次に、款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。支出済額 141 万 6,712 円で、御代田簡水への浅麓水道受水分でございます。

次に、款 4、諸支出金でございますが、1,366 万 1,000 円で基金の積立を行ったものでございます。

現在の基金残高 3 億 3,682 万 2,000 円となっております。

次の予備費については、支出はございませんでした。

続きまして 276 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、1 億 3,153 万 4,000 円。歳出総額、1 億 863 万 1,000 円。歳入歳出差引額、2,290 万 3,000 円で、実質収支額、2,290 万 3,000 円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 22 議案第 87 号 平成 20 年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 22 議案第 87 号 平成 20 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の30ページをお開き願いたいと思います。

議案第87号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の294ページをご覧いただきたいと思います。

歳入からご説明を申し上げます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額1億5,167万9,700円でございます。1平方メートル当たり650円の受益者負担金であります。徴収率は現年分が89.77%、4.67ポイントの減、過年度分が10.38%で0.89ポイントの減となっております。

次に款2、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額2億3,401万4,523円でございます。徴収率は現年分96.38%で0.56ポイントの減、過年度分が13.12%で6.28ポイントの減となっております。不納欠損額につきましては83万3,775円で、上水道同様、執行停止中の時効及び徴収不能な不良債権等133件でございます。また、収入未済額は2,463万2,461円でございますが、徴収対策の強化を図り、回収に努めてきているところでございます。

項2の手数料でございますが、31万3,500円で、督促手数料等でございます。

次に款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。収入済額3,600万円で補助率2分の1の管渠工事に対する補助金でございます。

次に款4、繰入金。項1、他会計繰入金で、1億3,313万5,000円。一般会計からの繰入金でございます。

次に款5の繰越金ですが、3,670万5,895円。前年度からの繰越金でございます。

次に款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。収入済額131万8,856円で、延滞金でございます。

項2の雑入につきましては、5万6,900円。金抜設計手数料でございます。

次に、款7、町債。収入済額1億1,420万円で、建設事業に対する起債と資

本費平準化債の借入によるものでございます。

続きまして、296ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。支出済額2億6,768万6,160円で、処理場の運転管理、汚泥処理等の維持管理経費と施設の建設費、人件費、一般事務費等でございます。

次に款2、公債費で、4億2,371万4,461円でございます。これにつきましては、借入金に対する元利償還金でございます。

次の予備費につきましては、支出、ございませんでした。

続きまして、310ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、7億742万4,000円。歳出総額、6億9,140万円。歳入歳出差引額1,602万3,000円で、実質収支額1,602万3,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第23 議案第88号 平成20年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第23 議案第88号 平成20年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書の31ページをお開き願いたいと思います。

議案第 88 号 平成 20 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の 352 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入からご説明を申し上げます。

款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。収入済額 981 万 990 円でございます。徴収率は 100% となっております。

項 2 の手数料は 2,300 円で、督促手数料でございます。

次に款 2、繰入金。項 1、他会計繰入金。収入済額 2,068 万円でございます。一般会計からの繰入金でございます。

次に款 3 の繰越金ですが、33 万 5,458 円で、前年度からの繰越金でございます。

次に款 4、分担金及び負担金。項 1、分担金。収入済額 219 万 8,638 円でございます。維持工事に対する地元分担金、これは工事費の 7% をいただいているわけですが、地元からの負担金でございます。

次に款 5、諸収入。項 1、雑入。収入済額 8,400 円で、金抜設計手数料等でございます。

項 2、延滞金及び過料。収入済額 2,400 円で、延滞金でございます。

次に款 6、国庫支出金。項 1、国庫補助金。収入済額 1,449 万 3,000 円でございます。20 年度は機能強化のため、硫化水素が発生したために、腐蝕がだいぶ起きてしまったということで、その部分についてバイパスを組むというような工事を行いました。そういった機能強化のための管渠工事に対する補助金でございます。

次に款 7、町債。収入済額 1,120 万円で、いまご説明申し上げました管渠工事に対する起債の借入でございます。

続きまして歳出、354 ページをお願いいたします。

款 1、農林水産業費。項 1、農地費。支出済額 4,019 万 1,873 円。処理場の運転管理、汚泥処理等の維持管理経費と、先ほどご説明申し上げました硫化水素による腐蝕対策としてのバイパス管路工事費等でございます。

次に、款 2、公債費で 1,745 万 3,974 円でございます。これにつきましては、借入金に対する元利償還経費でございます。

次の予備費については、支出はございませんでした。

続きまして366ページをお願いしたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、5,873万1,000円。歳出総額、5,764万5,000円。
歳入歳出差引額、108万5,000円。実質収支額、108万5,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第24 議案第89号 平成20年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第24 議案第89号 平成20年度御代田町個別排水処理
施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の32ページをお開き願いたいと思います。

議案第89号 平成20年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入
歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の368ページをご覧いただきたいと思います。

歳入からご説明を申し上げます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額551万5,290円でご
いまして、徴収率は100%となっております。

項2の手数料は1,800円で、督促手数料でございます。

次に款3、繰入金。項1、他会計繰入金で、収入済額576万7,000円でご

ざいまして、一般会計からの繰入金でございます。

次に、款４の繰越金ですが、２０万４，６４３円。前年度からの繰越金でございます。

次の諸収入につきましては、ございませんでした。

続きまして３７０ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款１、衛生費。項１、清掃費。支出済額、５６２万４，３８７円。１０５基設置をされております合併処理浄化槽の維持管理経費と一般事務費等でございます。

次に款２、公債費で５６９万９，７８４円でございます。これにつきましては、借入金に対する元利償還経費でございます。

続きまして３７８ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、１，１４８万８，０００円。歳出総額、１，１３２万４，０００円。歳入歳出差引額、１６万４，０００円。実質収支額、１６万４，０００円でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、平成２０年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を終わります。

監査委員より審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員の泉でございます。

監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

私と土屋前監査委員は、地方自治法第233条第2項の規定によって、町長より審査に付されました平成20年度御代田町一般会計及び12の特別会計の歳入歳出決算審査を実施いたしました。

決算審査意見書は、お手元資料の32ページの後ろに添付されております。

決算審査意見書は、審査の概要、審査の結果、決算の概況、審査についての監査委員の所見から構成されてございます。

第3の決算の概況につきましては、先ほど理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4について、ご報告させていただきますことをご了承ください。

第1に、審査の概要であります。

まず、平成20年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計及び12の特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでおります。

12の特別会計の詳細は、意見書の末尾に別表として記載してございます。

これら審査対象について、第一次的には、事務局において7月21日から27日までの間、予備審査を行いました。その後、7月28日から7月末の31日まで、私ども監査委員による本審査を行ったところであります。この審査にあたりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、これらの書類は法令に準拠して作成されているか。決算書の計数は正確であるか。予算の執行は議会の議決の趣旨に添って適正かつ効率的になされているか。歳入算出に関する事務は、法令に適合し、適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合するとともに、決算資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、あわせて普段行っております定期監査及び毎月行っております例月現金出納検査の結果も考慮して、審査いたしましたところであります。

第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げた審査手続きの結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり正確かつ適正であると認めました。すなわち、第1に、決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況です。

予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。また、基金の運用状況を示す計数についても、関係帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

次に、決算審査を行いました過程での私ども監査委員の全般的な所見を、先般行いました。幹部職員への決算審査講評に準じて、申し述べさせていただきたいと存じます。

さて、このたびの決算審査につきましても、先ほどの予算及び事務の執行については、適正に処理されている旨を申し上げましたが、完全無欠ということではありません。法令、条例から見て、大勢に影響がないとはいえ、更なる業務改善、あるいは要望事項が少なくありませんでした。いかに監査委員の合議による所感を何点か申し上げ、決算審査の意見とさせていただく次第であります。

まず、次の言葉をお聞きください。

「近時、産業界における経営規模の拡大、組織の複雑化、競争の激化に伴って、その経営を合理化ならしめ、コストを可及的に節約し、能率を上げんとする努力は、大いに払われている」。

この言葉は、最近の言葉ではなく、私はもちろん、ここにいらっしゃる皆さんが生まれる前の昭和11年に刊行された原価計算の概論書の冒頭に書かれている文言であります。このようなコスト意識についての重要性は、昭和22年制定の地方自治法第2条第14項の『最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない』という条項にも、同様の趣旨が述べられております。そして、70年以上前に言われたことが、我々の現在の業務において、いまなお言えているということは、業務の合理的かつ効率的運営ということが必要不可欠なことではあります。『言うは易く行うは難し』で、現実にはなかなか実行がなされていないと。コスト意識の浸透が不十分であるということではないでしょうか。だからといって、経費節減への努力と業務の効率化について、現状で満足することは、認められるものではありません。職員の皆さんには、日々の業務を通じ、費用対効果に留意しつつ、業務の適正化と効率化に取り組まれることを期待する旨を、先般の講評で申し上げまし

た。

ところで、先の講評において、業務の適正化や効率化以前の問題として、一部職員の実務常識について、お話をいたしました。

職員の皆さまは、町民のために日々業務に専念されております。この公務員の業務は、民間以上に法律・条例等に規制されながらの仕事にならざるを得ません。このため、法律・条例を身につけての法制執務や法的観点からの合理的判断を行って、日々の行政実務を遂行することが要求されております。

私は町の監査委員を担任し、2年になりますが、これまでの決算審査や定期監査を通じ、帳票類の検査結果として残念ながら、法令順守、いわゆるコンプライアンス以前の実務常識に欠けている部分があるのではないかとということ指摘せざるを得ません。まことにこの点は残念でございます。

例えば、個人企業からの請求書が代表取締役という名前で提出され、これが最終決済まで回されてしまう。個人企業に代表取締役がいるわけがないんです。それから請求書の金額は、当然に3桁ごとにカンマで区切る、これは常識中の常識であります。しかるに、カンマでなくピリオドで桁区切りしている。それがそのまま支払いに回されてくる。その間、10数人の目を通っているわけです。これは業者の無知と、これを無条件で受理する窓口担当者の実務常識の欠如と言わざるを得ないのではないのでしょうか。このような書類が回付されてきたら、管理職はこれを正しく訂正するよう指導することが、実務を通じての教育、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングではないのでしょうか。小さなことだ、大勢に影響はない、ということで黙認するようでは、人材の育成は困難と言わざるを得ません。幹部職員の皆さまには、厳しくも愛されるリーダーとして、御代田町にふさわしい後継者の育成に努めていただきたい旨を切望いたしました。

さらに私ども明記すべきことは、教育や指導により、実務常識を身につけたうえで、業務の改善や事務の効率化に努めていただく必要があることでもあります。平成20年度の監査・審査を通じて、地方自治法第2条第14項の、『最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない』という、この規定を、業務で意識されているかどうか、間接的にチェックをいたしました。

具体的には、各課の新聞や月刊誌の購読料支払い状況について調べました。ちなみに、月刊誌を講読するには、購入伺いに始まり、購買業務、納品書・請求書の確

認、さらには支払手続へと事務処理がなされます。この間に多くの関係者に文書が回付され、関係文書への押印が行われます。さらには支払い終了後も、これら関係文書は7年とか10年とかいう長期間にわたり、保管されることとなります。一部の部門では、半年払いでの講読も見られましたが、ほとんどの部署では隔月払いの手続きを行っている例が少なくありませんでした。この結果、半年払いの部門と比較して、文書の数は6倍となり、事務処理の手数も6倍、文書の保管スペースも6倍必要となります。このことは、毎月定額の支払いが生じる清掃用具のレンタル商品についても、同様であります。

ちなみに、レンタル業者に私が確認したところ、お客さまの要望により、半年払いや年払いでやっているところも少なくないと。ですから、こちらサイドから半年でまとめてくれと言えば、受けますよということでした。

複数の業務処理がある場合には、少ない手間ひまで同一の結果が期待できるならば、当然に最少使用、最少時間による業務処理方法を選択し、効率的業務運営にするべきであります。幹部である管理者の皆さまには、この面からも、部下の指導・啓発を努められんことをお願いいたしました。

なお、アメリカの著名な経営学者、ピーター・ドラッカーも、管理者の直面すべき課題として、3つを挙げております。その1番目に挙げてあったのが、組織における効率の向上であります。是非とも「最少経費で最大の効果」を日々追求するよう、重ねてお願いしたところであります。

ちなみに、管理者の直面すべき課題の第2は、組織の潜在能力の発見。第3は組織の将来の変化への対応ということでした。

次に、法制執務について喚起いたしました。法制執務の専任職員というのは、市レベルではともかく、町村ではその人材を確保することも困難であることは、否めないと思います。町村においては、職員数が少なく、公務に関する専門的な職員の確保、現実的に困難な状況にあると。公務組織をどう構築していくか、また法務能力向上のため、職員研修についても強化していかなければならないという、構成執務以前の問題も少なくありません。法令の改正による上級機関からのモデル条例の提示が、過去には多く行われておりました。ところが最近では、各下の地方公共団体独立性の原則ということからも、特段の連絡がないようなことも少なくないようです。こういう連絡がないと、関係条例も従前のままとなり、法令違反の疑いをもた

らす結果にならないとも限りません。現在、教育委員会、農業委員会の会議は、公開を原則とするということに法律上はなっておりますけれども、当町では開催の日・場所等、町民への情報公開がなされていないのが現状であります。

先ほど、法制執務以前の問題と申し上げましたが、具体例を1、2、お話しさせていただきます。

土地の賃貸借契約の事例ですが、4月1日付で3月31日をもって契約が満了したので、同一条件で契約を更新したいとの伺い書がありました。この事例では、賃貸借契約期間が満了しているので、満了後に更新ということはないわけです。これは何かいえば、多分単年度主義ということで、3月中にやると翌年の分を書くことになるから、4月になってから書こうよということではないのかなあと。それで4月1日に起案したということだろうと思いますけれども、法律からいって、ちょっとおかしいのは当然であります。

また、契約書の末尾に、通常、我々もやりますけれども、契約当事者が「下記に署名押印する」「記名押印する」というふうに当然のように書いてあると思います。ところが、契約書を何点かチェックした中には、「署名押印する」という記載をしながら、実際には「記名押印」されている例が少なくありません。自筆証書による遺言書のように、「署名押印しないと無効となる」という例外的なものもありますけれども、通常取引においては、契約書等の末尾には大体「記名押印」で、昔の惰性でもって「署名押印」として、これに反する「記名押印」を行うことは慎むべきではないでしょうか。

このような事例は、法制執務以前の法常識の問題であると思います。いずれの事例も、これによって大きな問題に発展したものではありませんが、『蟻の穴から堤も崩れる』との例えもあり、単純なミスとして見過ごされるべきではないと存じます。

最後に、不納欠損処理についての所感を申し述べました。

当町では、平成20年度も数千万円の不納欠損処理が行われております。お手元の決算書の、ちなみに7ページをちょっと見ていただくと、これは一般会計で不納欠損額2,800万円というのがありますね。それから後ろの方にも何カ所かにわたってこの不納欠損処理があって、総額で3,500万円以上の不納欠損処理が20年度もなされております。この、法的には時効その他、それなりの事由により、

なされるもので、特段手続上は問題があるわけではないんですけれども、相当の金額が毎年毎年不納欠損処理されている。これについて、よろしくご認識をいただきたいということで、次の事項を申し上げました。

まず、第1に、不納欠損は公平の原則に反することであります。法人を含む町民の多くは、やり繰りをして納税義務や支払義務を履行しており、この義務を履行している方々の資金で不納欠損処理額の穴埋めが行われているということに対する認識であります。

第2は、公務員は、数年のサイクルで担当職務の異動があり、当町の職員についても、基本的には同様である。このため、不納欠損処理対象は、そのほとんどが前任者の時代の過去の調定分であるということから、あまり責任を感じていないのではないかとということであります。

第3は、隠れた不納欠損額の問題であります。

ちなみに、やはり決算書にありますけれども、193ページ、ちょっとご覧いただけますかね。192、193ページに、約1億1,600万円の調定額があって、収入が800万円で、収入未済額が1億800万円あった。実質、これは回収できないものなのでしょう。ただ、納入誓約書とかそういうもので、まだパーになっていないからということで、この上には載っかってる。でも、隠れた不納欠損額ではないだろうか。

この隠れた不納欠損額なんですけれども、近々、公会計制度の改革が予定されております。現在は収支会計が基本であるため、貸倒引当のような、債権評価はおこなわれておりません。しかし、公会計制度が実施されますと、一部入金されているからいいとか、いわゆる債務の確認書をとってあるからいいとかいうことで、時効が延長されているんだと、時効が中断されているんだというようなことで、帳簿に載せるということは、あまり妥当でなく、それに見合う貸倒見込額を立てるとかいうような時代が来るであろうと。そういうことで、不納欠損処理の先延ばしができなくなってくるようにも考えます。

法制度上いろいろなこういう書類をつくっていただいていますけれども、それとは別に、現在金融機関が金融庁の指導で行っておりますように、貸倒債権、貸出債権の評価を積極的に行っていますけれども、当町の関係部門でも、所管債権について金融機関の債権分類制度に準じた債権管理資料の作成による実態把握も必要で

はないでしょうか。

以上の点について不納欠損処理について管理職の皆さまに再認識をお願いし、不良債権の発生予防と早期解決に、更なる努力を期待した次第であります。

以上、監査委員としての意見を申し上げましたが、関係者が日常業務でいま少し、仲間うちにおいて相互牽制と相互協力に意を払えば、問題の大半は解消されるものと確信しております。

講評の最後に、職員の皆さんには平成21年度は昭和大恐慌以来といわれる景気後退の影響が、いまなおも残っていることを忘れないでいただきたいと思います。このことから、前年課税を基本とする当町の財政にも今年度は直撃してくる、いわゆる大手さんからの税収が激減するというのを改めて認識しつつ、予算の効率的運用に努めるよう、要望いたしましたところでございます。

審査報告を終わるにあたり、監査委員の監査・審査・検査は、制度上事後的なものであることに鑑み、行政サイドの首長には、日常業務における内部牽制態勢の確立に努めていただき、更には議員の皆さまには、予算・条例等の審査を通じ、事前のチェック機能を発揮していただきたいと存じます。もって、行政事務の事前筆耕段階、事後の、三位一体の監視機能により、町民の期待と町民の負託に応えるよう念願し、平成20年度決算審査の意見表明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

（午後 3時17分）

（休 憩）

（午後 3時31分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 先ほどの朝倉議員のご質問でございます。

高額療養費の件数と、それから資格証、短期証の件数について、お答えをいたします。

高額医療の適用件数でございますけれども、これは延べ件数でございますが、平

成 19 年度の実績で 640 件でしたが、平成 20 年度は 1,216 件と、倍増してございます。

それから資格証の関係でございますが、現在、資格証が発行されている世帯が 135 世帯でございます。それから短期証の方で、1カ月の短期証が交付されている方が 60 世帯、3カ月が 133 世帯でございます。6カ月の短期証は交付してございません。1カ月と申しますのは、滞納納税相談の機会を頻繁にとりたいという世帯が 1カ月証の交付でございまして、一定程度約束が履行されている状況になってきた方については、3カ月の短期証を交付する、こういった状況で対処をさせていただいております。

お答えは以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 朝倉議員。

（ 12 番 朝倉謙一君 登壇 ）

○12番（朝倉謙一君） 質疑していい、大丈夫ですか？

○議長（柳澤 治君） いいです。

○12番（朝倉謙一君） いま、高額療養の方は倍になっているというような報告だったんですが、それとこの資格証明証の関係なんですけれども、これだいぶ増えてきているなど。2年ぐらい前に市村議員の質問の中では、100ちょっとぐらいだったと思うんですが、135という話なんです、できる限り出さないという方向ではやるというような答弁もあったと思うんですが、これの対策として、どのように考えておられるか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） できるだけ出さずに済めばいいかと思うんですけれども、この135世帯、資格証の出ている135世帯につきましては、当然のことながら、1年以上の滞納があって、納税の意思あるいはそういった状況で改善が見られない世帯については135世帯にこれを、資格証を交付している状況です。これは、もともとこの資格証という形が打ち出されたのは、厚生労働省から打ち出されたのは、国民健康保険税、料の滞納対策でございますので、義務を果たしていただいて権利を履行していただくということです。ただし、厚生労働省の方ではいろいろな国民やそういったところ、世論でトーンダウンはしてきておりますけれども、御代田の町としては、やはり税の滞納というのは公平さを欠くものだという状況を考えてお

りますので、引き続き納税相談の機会を得るためにも、発行は致し方ないのではないかと、こんなふうに考えておりますが。

○議長（柳澤 治君） 朝倉議員。

○12番（朝倉謙一君） 要は対策としては、要は訪問をして、それで税を払っていただきたいというような、そういう対策はとられているんですか、担当課の方としては。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

この収税に関しては、直接の所管は税務課でございますけれども、税務課の収税係と町の国民健康保険の係が帯同して、訪問する等の努力はさせていただいております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉議員。

○12番（朝倉謙一君） はい、終わります。

- - - 日程第25 議案第90号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第25 議案第90号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の33ページをお願いいたします。

議案第90号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。めくっていただきたいと思っております。

平成21年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ8,381万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ70億2,024万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

資料番号2をお出しいただきたいと思います。この第1表の歳入歳出予算補正につきましては、資料番号2でご説明をしたいと思います。それで、主なものについてご説明をしたいと思います。

まず、歳入です。

款9、地方特例交付金。項1、地方特例交付金。補正額599万円の減でございます。内容的には交付金の確定ということでございますけれども、特に大きなものといまして、先ほどご説明いたしましたけれども、住宅の借入金の特別控除分ということで、440万円ほど減額がされてきているというものでございます。

続きまして款10、地方交付税。項1、地方交付税。補正額1,482万1,000円の減額でございます。これにつきましては、普通交付税の確定によるものでございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫補助金。補正額1,874万3,000円の増額でございます。主なものですけれども、子育て応援特別手当交付金ということで、1,888万1,000円でございます。

続きまして款15、県支出金。項2、県補助金でございます。補正額で648万円です。主な内容ですけれども、緊急雇用創出事業補助金で384万1,000円。それから農山漁村活性化プロジェクト交付金で、303万円でございます。このものにつきましては、経済対策ということで、前倒し、現在雪窓湖の整備工事を行っておりますけれども、ここの工事の前倒しによるものでございます。

続きまして款17、寄附金。項1、寄附金。112万3,000円の増額でございます。一般寄附の増でございます。

款18、繰入金。項2、基金繰入金。5,000万円の減額でございます。減債基金の繰入の5,000万円の減額でございます。これにつきましては、繰越金を減債基金の繰入で調整をさせていただいたということで、繰越金はその下のところで19の繰越金で、1億2,821万5,000円出ておりますけれども、これを減債基金、当初予算で4億9,000万円計上させていただきましたけれども、

5,000万円を減額して4億4,000万円にしたと。それで繰越金をここで調整をさせていただいたというものでございます。

それから款21の町債です。10万円の減額でございます。これにつきましては、臨時財政対策債で10万円の減額ということで、普通交付税の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。続きまして歳出でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。補正額で253万7,000円の減額でございます。人事異動による職員の人件費で395万3,000円の減、それから庁舎の冷暖房設備設置工事で150万円の増ということでございますけれども、臨時の経済対策におきまして、公共施設へのデジタルテレビの設置の入札が終わりまして、その入札差金が100万円以上出たということで、以前より懸案になっておりました会議室等へのいわゆる冷房の設置を、この交付金を使って行っていきたいということで、この交付金を使いますと、来年から一般財源を使わなくてもいいということでございますので、ここで、この事業を実施をしていきたいということでございます。

続きまして款3、民生費。項1、社会福祉費。補正額で315万6,000円の減額でございます。内容的には、介護保険特別会計繰出金が309万2,000円の減額でございます。

項2、児童福祉費。補正額で1,841万3,000円の増額でございます。これにつきましては、子育て応援特別手当事業ということで、1,890万9,000円でございます。

続きまして款9、衛生費。項1、保健衛生費。99万8,000円の減額でございます。主な内容ですけれども、人件費ということで、一般会計から国保の特別会計の方に198万4,000円の減額ということで、もってまいりました。国保の会計にもっていくことによりまして、いわゆる補助金や交付金等の対象になるということでございます。

続きまして款6、農林水産費。項1、農業費です。補正額で465万6,000円の増額でございます。主なものは、人事異動による職員の人件費でございます。

それから項3、農地費。補正額で519万6,000円の増額の補正でございます。これも先ほど申し上げましたけれども、雪窓湖ため池の整備工事ということで、

600万円の増額の補正でございます。

款7、商工費。項1、商工費。補正額で1,908万4,000円の増額の補正でございます。内容ですけれども、中小企業資金の保証料負担金400万円、それから経営健全化支援資金の利子補給400万円ということで、いわゆる負担金と、それから利子補給が多くなったということで、ここで補正をさせていただくというものでございます。

それからプレミアム商品券の補助金ということで、1,100万円。内容については、町長の招集のあいさつであったわけですが、非常に内容的に良かったということで、2回目のプレミアム商品券を行うということで、今回、予算を計上させていただきました。

それから款8、土木費。項2、道路橋梁費。134万3,000円の増額の補正でございます。これにつきましては、嘱託職員の賃金ということで、128万2,000円の増額の補正をお願いいたします。まちづくり交付金事業を行っているということで、嘱託職員を1人採用したという内容のものでございます。

次のページをお願いいたします。

款10、教育費。項1、教育総務費。補正額で256万7,000円の増額の補正です。内容ですけれども、私立幼稚園の就園奨励費の補助金185万6,000円の増ということでございまして、この奨励費につきましては、いわゆる所得に応じまして、金額が出るということでございまして、相対的に、やはりいまの経済情勢を反映いたしまして、所得が下がっているということで、補助金が増えたという内容のものでございます。

項3、中学校費。補正額で254万3,000円の増額の補正でございます。人事異動による職員の人件費等でございます。

項4、社会教育費。補正額で29万5,000円の増額補正でございます。特に舞台用の音響反射板ということで、エコーのあつもりホールがあるわけですが、この反射板をつけるということで99万8,000円の増額の補正でございます。

款14、予備費でございます。予備費の補正、3,484万1,000円を歳出歳入で調整をさせていただきまして、補正額で8,381万2,000円の増額の補正ということになります。

申しわけありませんけれども、今度はもう一度予算書の6ページの方にお戻りいただきたいと思います。

第2表 地方債の補正です。変更ということで、起債の目的、臨時財政対策債。補正前の額、2億6,290万円。補正後の額、2億6,280万円ということで、これも先ほどご説明申し上げましたけれども、地方交付税の額の確定ということによりまして、10万円の減額の補正になります。

説明は以上です。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田健一郎議員。

（5番 池田健一郎君 登壇）

○5番（池田健一郎君） 5番の池田です。

通告していないんですけれども、質問させてもらってよろしいですか。

○議長（柳澤 治君） はい。

○5番（池田健一郎君） 債務の関係で、15番の県支出金、県補助金が、項目の中に緊急雇用創出事業補助金380余万円というのがございますが、歳出のところ、これがどこに組み入れられているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思ひまして。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

やまゆり保育園へ163万5,000円、それから雪窓保育園へ113万4,000円。それと建設係の方へ残りの残金ということで、そちらの方に充てさせていただいてあります。人件費です。

緊急雇用対策ということでありますので、保育園の人件費と、それから先ほど建設課の方で嘱託職員1人ということをお申し上げましたけれども、その方の人件費でございます。よろしいでしょうか。

○議長（柳澤 治君） よろしいですか、池田議員。

○5番（池田健一郎君） はい。結構でございます。ありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） ほかに質問のある方は挙手を願います。

ないですか。

新人議員の皆さんに申し上げます。

質問がない場合は、大きい声で「なし」と言ってください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 6 議案第 9 1 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第 2 6 議案第 9 1 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の 3 4 ページをお願いいたします。

議案第 9 1 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 1 年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 1 6 万 8 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 , 3 1 5 万 1 , 0 0 0 円とする。

平成 2 1 年 8 月 2 8 日同意 御代田財産区管理委員会会長 柳澤忠良

第 1 表の歳入歳出予算の補正をご覧いただきたいと思います。

歳入。款 1、財産収入。項 2、財産売払収入。補正額で 4 6 9 万 9 , 0 0 0 円でございます。ここにつきましては、先ほどから申し上げておりますけれども、雪窓湖のいま改修工事を行っておりまして、その南側のところに財産区の用地が 1 , 1 7 5 平方メートルございます。この用地を町に売却したものの収入でございます。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。これにつきましては、前年度の繰越金の確定、

それから財産の売払収入の確定等によりまして、基金の繰入金で減額の修正をさせていただいたということで、補正額で520万円の減額となります。

款3、繰越金。項1、繰越金。補正額66万9,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。款1、総務費。項1、総務管理費。補正額4,000円でございます。これにつきましては、桜ヶ丘の財産区の区有地があるわけですが、この区有地の木が腐っておりまして、倒木いたしました。倒木した結果、竹垣とか庭木等を破損したということで、その補償のお金でございます。

款2、予備費。項1、予備費。補正額12万8,000円。この12万8,000円の予備費で全体を調整をさせていただきました。

説明は以上です。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第27 議案第92号 平成21年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計補正予算案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第27 議案第92号 平成21年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第92号 平成21年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算（第1号）は、次に

定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ361万9,000円とする。

平成21年8月28日同意 小沼地区財産管理会委員長 金澤 正
2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款2、繰入金。項1、基金繰入金。それから款3の項1、繰越金ということでございまして、繰越金が補正額ですけれども61万3,000円。この繰越金が確定したことによりまして、基金からの繰入金を60万円減額したというものでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出。款2、予備費。項1、予備費ということで、繰越が確定したところで、全体を予備費で調整をさせていただきますまして、補正額1万3,000円で補正をさせていただきます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

会議規則第9条、議案の上程中ではありますが、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

- - - 日程第28 議案第93号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第28 議案第93号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の36ページをお願いいたします。

議案第93号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

今回の補正の歳入では、前年度繰越金の確定、それから前期高齢者交付金の増額、歳出では保険給付費の増額を行うものです。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1億2,557万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ15億4,497万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款3、国庫支出金。項2、国庫補助金。既定額に272万4,000円を増額補正するものでございます。特別調整交付金の交付決定等によります。

款4、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。既定額に768万円の増額をお願いするものでございます。退職療養給付実績による過年度精算交付による増で、退職療養給付費実績と、それから過年度分の精算交付による増額でございます。

款5、前期高齢者交付金。項1、前期高齢者交付金。既定額に1,565万6,000円を増額するものでございます。これも交付金額の確定による増でございます。

款11、繰越金。項1、繰越金。9,285万4,000円を増額するものでございます。前年度からの繰越金でございます。

それから款12、諸収入。項4、雑入。666万2,000円を増額補正するものでございます。これは第三者行為による賠償金でございます。

歳入合計で既定額に1億2,557万6,000円を追加いたしまして、総額15億4,497万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額に30万円の増額をお願いするものでございますが、保険証ケースの製作費等でございます。

款2、保険給付費。項1、療養諸費。既定額に1,740万8,000円を増額するものでございます。退職被保険者の増による給付費の増でございます。

項2、高額療養費。既定額に1,189万2,000円を増額するものでございますが、これは一般、退職とともに、先ほども申し上げましたように、高額療養費の関係が伸びているための増額であります。

それから項3、出産育児一時金。既定額に5,000円の増額補正を行うものでありますが、これは支払方法が変更になり、10月からは医療機関に支払うような形になります。そのための国保連への委託料でございます。

款4、前期高齢者納付金等。項1、前期高齢者納付金等。既定額に30万4,000円を増額するものでございます。確定による不足額を補正するものでございます。

款6、介護納付金。項1、介護納付金。これにつきましては、財源変更でございます。

款8、保健事業。項2、保健事業ということで、既定額に227万6,000円を増額するものでございますが、先ほど一般会計の人件費の付け替えという状況のことがございましたけれども、この項目でございます。これにすることによって、国庫補助対象になってくるということでもあります。

款11、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。既定額に228万円の増額をお願いするものでございますが、前年度の新医療制度円滑導入補助金の不用額を返還するものでございます。12の予備費で調整をさせていただきますが、既定額に9,111万1,000円を増額いたしまして、歳出合計が既定額に1億2,557万6,000円を増額いたしまして、15億4,497万4,000円とするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

(9 番 武井 武君 登壇)

○ 9 番 (武井 武君) 9 番、武井であります。

雑入の中で、第三者納付金ということでありますという説明があったわけですが、第三者納付金は 1 0 3 万円の補正だと思うわけです。そのうちの雑入で 5 6 3 万 2 , 0 0 0 円補正をしてあるわけですが、当初予算というか、補正の前は 0、この増額は何で増額になったのか、教えてください。

○ 議長 (柳澤 治君) 土屋保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 (土屋和明君) 申しわけありません。代表的なもので説明をさせていただきましたので、ちょっと現在資料がございませんので、確認してまた後ほどお答え申し上げます。申しわけありません。

○ 9 番 (武井 武君) はい、終わります。

○ 議長 (柳澤 治君) 暫時休憩といたします。

(午後 4 時 0 5 分)

(休 憩)

(午後 4 時 0 8 分)

○ 議長 (柳澤 治君) 本会議を再開いたします。

土屋保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○ 保健福祉課長 (土屋和明君) 雑入の内容でございますが、お答えをいたします。

老人保健拠出金の還付金額確定に伴う増ということで、19 年度分の精算のために還付を受ける項目がございませんので、この雑入の方に入れさせていただいたということであります。よろしく願いをいたします。

○ 議長 (柳澤 治君) 武井議員。

○ 9 番 (武井 武君) はい、終わります。

○ 議長 (柳澤 治君) よろしいですか。はい。

ほかに質問、質疑のある方は挙手を願います。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 29 議案第 94 号 平成 21 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 29 議案第 94 号 平成 21 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書 37 ページをお願いいたします。

議案第 94 号 平成 21 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

今回の補正は、前年度繰越金の確定、それから保険料の本算定による減額、それから介護給付費の伸長の見込みを下方修正したことに伴い、関係する収入の、歳入の減額補正を行うものであります。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 21 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 1,748 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 9 億 1,631 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、款 1、保険料。項 1、介護保険料。既定額から 736 万円を減額するものでございます。本算定により、見込額が確定しましたので、この額を減ずるものであります。

款 4、国庫支出金。項 1、国庫負担金。既定額から 375 万円を減額するもので

あります。介護サービス費の見込み減少に伴う減でございます。

それから項2、国庫補助金。既定額に46万8,000円を増額するものでございますけれども、先ほど申し上げましたように、介護サービス費の減少に伴う減と、新規採択の介護支援サポーター養成事業分の増額の差額を、今回補正するものであります。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。既定額から750万円を減額するものでございますが、これもサービス費の見込み減少に伴う減です。

款6、県支出金。項1、県負担金。減額の437万5,000円。これも上の方で出てきました介護サービス費の減額に伴う減でございます。

それから項3、県補助金でございますが、こちらにつきましては3万3,000円の増額でございますが、任意事業の事業費の増大に伴う補助金の増であります。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から309万2,000円を減ずるものでございますが、これも一般会計からの負担分、介護サービス費の減少に伴う減でございます。

款9、繰越金。項1、繰越金。809万円の増でございます。前年度からの繰越でございますが、この中には、国庫へ返還すべき650万円余を含んでございます。

歳入合計、既定額から1,748万6,000円を減じて、9億1,631万円とするものであります。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、保険給付費。項1、保険給付費。既定額から2,500万円を減ずるものでございます。先ほども説明いたしましたが、介護サービス費の伸びを下方修正した見込みでございます。

款4、地域支援事業。項2、包括的支援事業・任意事業。既定額に16万7,000円を増額するものでございますが、これは適正化事業の強化ということで増額補正をお願いするものであります。

款6、諸支出金。項1、諸支出金。655万6,000円を既定額に加えるものでございまして、20年度の精算として国庫へ返還するための予算でございます。

款8、予備費。項1、予備費。既定額に130万4,000円を増額して調整するものでございます。

款 9、生活介助支援サポーター養成事業費ということで、項 1、生活介助支援サポーター養成事業費ということで、新たに 209 万 5,000 円の補正でございます。これは、先ほども申しましたように、新規採択で 100% 国庫補助の事業でございます。

歳出合計で既定額から 1,748 万 6,000 円を減額いたしまして、9 億 1,631 万円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第 30 議案第 95 号 平成 21 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 30 議案第 95 号 平成 21 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の 38 ページをお願いいたします。

議案第 95 号 平成 21 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では前年度繰越金の確定による増額補正、歳出では平成 20 年度の出納整理期間中に収納された保険料を、広域連合へ保険料等負担金として納入するために、この分の 21 年度で増額をするものでございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 21 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ126万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,720万6,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、款5、繰越金。項1、繰越金。既定額に126万7,000円を増額補正するものでございます。

歳入合計が126万7,000円で9,720万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、後期高齢者医療広域連合納付金。既定額に38万6,000円を増額するものでございまして、出納整理期間中に20年度分の保険料を受け入れた分でございます。

款5、予備費。項1、予備費。既定額に88万1,000円を増額するものでございます。

歳出合計が既定額に126万7,000円を増額いたしまして、9,720万6,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第31 議案第96号 平成21年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第31 議案第96号 平成21年度御代田町簡易水道事業 特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書39ページをお開き願いたいと思います。

議案第96号 平成21年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

平成21年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ530万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,686万4,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。補正額38万円でございます。これにつきましては、長坂に深井戸がございます。その近くに、水源を保全するための、町が設置をしました、別荘等の雑排水を集水するマンホールポンプがございまして、それが落雷によって一時停止をしたため、深井戸の水質の安全確認をする必要があるということで、水質検査、それから一時的に浅麓水道から受水を行ったということによりまして、一般会計からその費用を繰り入れて賄うものということでございます。

次に款5、繰越金。項1、繰越金。これにつきましては、492万7,000円で、前年度よりの繰越金でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。補正額23万円ございまして、これは先ほど申し上げました、落雷事故対応のための浅麓水道からの受水費でございます。

2の施設管理費。15万円。これにつきましては、同じく落雷事故対応のための水質検査費用でございます。

款4、諸支出金。項1、基金費。490万円ございまして、前年度よりの繰越金を基金として積み立てたいということでございます。

それから5の予備費につきましては、前年度繰越金、全体の調整ということで、

2万7,000円予備費に回させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第32 議案第97号 平成21年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第32 議案第97号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書の40ページをお願いいたします。

議案第97号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ2,282万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億2,598万2,000円とする。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、第2表 地方債補正による。2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。補正額725万円でございます。これにつきましては、塩野地区において、県道敷の権利関係により、一時工事が見送られていた管渠整備箇所がございます。ここにきまして、県の方でその解決をしたとい

うことで、実施可能になったことから、工事を行いたいと。その工事費の補助金でございます。補助率は2分の1の補助率でございます。

それから款5、繰越金。項1、繰越金。補正額602万3,000円でございます。これは前年度よりの繰越金でございます。

款7、町債。項1、町債。955万5,000円の増額でございますが、先ほど説明を申しあげました工事の起債借入分でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。補正額1,770万7,000円でございます。歳入の方で説明をいたしました工事費の費用でございます。

款2、公債費。項1、公債費。これにつきましては、財源変更のみでございます。

款3、予備費。項1、予備費。511万6,000円。繰越金に入れる予備費への増額でございます。

それから4ページ、地方債の補正でございます。

起債の目的、公共下水道事業。これは補助事業費の増による変更でございますが、限度額、補正前1億3,925万円を補正後1億4,380万円に変更ということでございます。それから資本費平準化債。これは額の確定による変更でございますが、補正前、限度額が7,900万円。補正後、8,400万円ということでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、それぞれ従前と同じでございます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第33 議案第98号 平成21年度御代田町農業集落排水事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第33 議案第98号 平成21年度御代田町農業集落排水

事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) 議案書の41ページをお願いいたします。

議案第98号 平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ2,894万9,000円とする。

2ページでございます。歳入ですが、款2、繰入金。項1、他会計繰入金。補正額87万4,000円の減額でございます。これにつきましては、前年度の繰越金の入によって、一般会計からの繰入を減額するものでございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。108万4,000円でございます。これは前年度よりの繰越金でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、公債費。項1、公債費でございます。補正額21万円増額をお願いするものでございます。これにつきましては、償還金の利子の確定による増額をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 4 平成 2 0 年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 3 4 平成 2 0 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 4 2 ページをお願いいたします。

平成 2 0 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、財政の健全化に関する比率を、別紙のとおり報告をいたします。

次のページをお願いいたします。

報告につきまして、内容についてご説明をしたいと思います。

資料番号 3 をお出しいただきたいと思います。

この資料番号 3 で、健全化判断比率、資金不足比率の概要ということで、ここに 1、実質赤字比率。2、連結実質赤字比率。3、実質公債費比率。次の 2 ページをお願いいたします。4、将来負担比率。それから 5、資金不足比率ということで、この 5 つの指標につきまして、このところに掲載がされております。

それで 3 ページにおきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律についてということで、こういう内容になっていきますということが書かれております。この内容の大まかなものが、次の 4 ページですけれども、財政の早期健全化、財政の再生公営企業の経営健全化のイメージ、市町村ということで、イメージ図があるわけですけれども、特に今回、これ関係がございますのは、ここで見ていただいて、まず実質赤字比率と、それから連結赤字比率、それから将来負担比率ということで、この部分のところには黒字のために数値が「なし」ということでございます。そして、実質公債費比率が 9 . 5 % ということでございまして、この表を見ていただきまして 2 5 % 以上の団体につきましては、財政の健全化計画を策定して、議会の議決を受けてこれをやりなさいよという内容になっております。

ちなみに、この 2 3 の実質公債費比率の 2 5 % を長野県内で超えているのが、こ

れテレビでよく出てくるわけですがけれども、大滝村が32.1%ということで、ほかのところは25%を下回っているという状況にあります。これもテレビでよく出てきますけれども、夕張市というのが35%を超えているという状況であります。

ということで、御代田町の場合、実質公債費比率が9.5%ということでございますので、この部分のところにつきましては、御代田町につきましては財政の健全化がされているという状況でございます。

ちなみに、周辺の自治体ですがけれども、軽井沢町がこれは特別で1.7。下条村が3.5、小諸市が7.5、佐久市が7.8、松本市が9.4、御代田町が9.5ということで、県内80団体ありまして、御代田町がこの財政状況では6番目にいいという状況でございます。

という内容でございまして、御代田町の財政状況、それから資金不足の率等についてご報告を申し上げます。

以上です。よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 以上で、報告を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員を代表して、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化法第3条の、審査意見であります。

なお、第3条関係の意見書は、お手元、定例会資料の最後のところに添付してございます。

私と土屋前監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を、慎重に審査いたしました。

まず、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が、法令に準拠して、適正に作成されているか。また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は、正確なものであるかに主眼を置いて、財政健全化審査を行いました。

審査の結果は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。

個別に申し上げますと、平成20年度の御代田町の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておりません。したがって、標準財政規模との関係比率であります実質赤字比率、連結赤字比率は、いずれも分子となる赤字数値がありませんので、算出はされておられません。

次に実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率ですが、当町では9.5%であります。財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%ですので、問題はないものと判断できます。なお、起債許可基準は18%ですので、この面からも問題はありません。

更に、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります。この将来負担比率も、分子となる将来負担額等の数値が算定されませんでした。なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は、350%ですので、この面でも問題もございません。

財政健全化法第3条の意見に基づき、同法第22条に定める公営企業の資金不足比率について申し上げます。

審査にあたりましては、第3条の健全化判断比率に準じて、所要の審査手続を実施いたしました。その結果、平成20年度決算に基づく水道事業や下水道事業等5つの関係公営企業は、いずれも資金収支に問題はなく、資金不足が生じておりませんでしたので、このため、法令に基づき算定される事業の規模に対する資金不足比率につきましては、算出されてございません。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第27条に関連しての是正改善を要すると指摘すべき事項はございませんでした。

なお、ただいま申し上げました審査意見は、私と土屋前監査委員が健全化法に定める合議により決定したものでありますことを、念の為申し添え、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号、議案第74号及び議案第76号から議案第98号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時42分